

本日の議事日程は次のとおりである。

令和7年和泉市議会第2回定例会議事日程表（第2日）

（7月15日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			一般質問について	

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2まで

（午前10時00分開議）

- 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

20番・末下広幸議員から欠席の届けがあります。

◎開議宣告

- 関戸繁樹議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 関戸繁樹議長 本日の議事日程並びに出席報告のあった者の氏名は、お手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名について

- 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、8番・早乙女 実議員、13番・大坪 靖議員、以上2名の方を指名いたします。



◎一般質問について

- 関戸繁樹議長 日程第2「一般質問について」を行います。

なお、写真撮影の申出がありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

まず、議席番号4番・埴田英伸議員。

(4番・埴田英伸議員登壇)

- 4番 埴田英伸議員 皆様、おはようございます。議席番号4番・公明党、埴田英伸です。

通告に従い、一般質問させていただきます。

私からは4点の質問をさせていただきます。

1点目は、強度行動障がい者及び障がい児と御家族への支援について、2点目は、ふるさと納税の寄附金収入の使い道について、3点目は、南部エリアの未来について、4点目は、市職員のウェルカムバック再雇用導入についてであります。

それでは、まず1点目、強度行動障がい者及び障がい児と御家族への支援について質問させていただきます。

私が24年前に結婚で和泉市に移り住んだときに入居したマンションで出会った御夫婦がいます。その御夫婦の長女さんとうちの三男は同級生です。しかし、成長していく過程で3歳ぐらいからその子の様子がほかの子たちと違うのが分かってきました。急に泣き叫んで暴れたり、急に怒り出したりしてお母さんを困らせていました。私は福祉の仕事をしていたので、すぐに強度行動障がいの可能性が高いと理解できました。しかしながら、仕方ない話ですが、ほかの住人はそのあたりの理解ができないので、げげんな態度を取り、敬遠する人もいました。やがて、うちの息子も小中高と進学する中で、彼女は支援学校に通いながら成長していく姿を見守り続けました。特に中学校以降は、自身の言いたいこと、表現したいことを周囲に分かってもらえずに、暴れては顔中を自分でひっかき、出血が絶えないぐらい自傷の生傷が痛々しい状況でした。お母さんも何度もくじけそうになりながらも、いつも笑顔で前に進んでいました。

そして今春、支援学校を卒業し、諸事情で新潟県に転居していきました。私は、新潟へ出発する前に会っておきたいと思い、この19年間のお母さんの頑張りと彼女の成長を願い、彼女の好きな桜色の便箋で手紙を送りました。桜の花が満開の未来に向かって希望を持って歩んでほしいという思いでした。別れ際の彼女のありがとうと何度も言う言葉と、顔に自傷の

傷がありながらも満面の笑顔で握手してくれたことに、別れた後で車の中で涙がこぼれました。

別の方の話になりますが、堺市の某施設で強度行動障がい者の支援に力を入れている施設で働く方に、一度お会いして話がしたいとお電話をいただきました。施設を訪問させていただき、現場の状況などを視察させていただき、お話を伺いました。その方のお子さんも強度行動障がい、この仕事を選んだ親としての思いを聞かせていただきました。我が子への思い、家族のつらさが一番分かる自分だからこそ、この仕事为天職なんだと熱く語るまなざしに胸が熱くなりました。

微力の私ですが、そんな方々へ何か少しでもお役に立てればとの思いでこの質問をさせていただきます。

そこでまず質問ですが、和泉市内で強度行動障がい者は何人おられますか。

なお、これ以降の質問は質問席で行わせていただきます。御答弁、何とぞよろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

強度行動障がいに関する支援の対象者につきましては、障がい福祉サービスを受ける際に行う障がい支援区分認定調査において、調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が24点満点中10点以上となった方となっております。現在、本市では約80名の方が対象者となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。その当事者御家族の方々からのお困り事などの相談はありますか。あれば内容を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

強度行動障がいに関する家族の困り事として、障がい福祉サービス事業所で本人の特性に応じた対応が可能であるか、他の利用者に迷惑をかけないか、虐待を受けないかなどの不安があり、サービスの利用につながりにくい状況に関する相談があります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 分かりました。和泉市内に強度行動障がいの方々を受け入れる施設は幾つ存在しますか。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

和泉市内で受入れ可能な施設の把握はしておりませんが、強度行動障がいに関する支援の対象者約180人のうち、日中活動の場となる生活介護の利用者数は約160人、生活の場となるグループホームの利用者数は約70人となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 分かりました。では、施設の方々から支援する側にとっての課題、お困り事などの声はありますか。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

強度行動障がいのある人への支援の課題としては、事業所において専門的な技量を持つ人材確保が難しく、障がい福祉サービスの受入体制が整わないなどが挙げられます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 御答弁ありがとうございました。強度行動障がいのある人への支援は専門的な技量を期待されており、その人材確保が重要です。

自閉症などの方々への支援として、P E C S という絵カード交換式コミュニケーションシステムというものがあります。大阪府では、障がい福祉サービス従業者等を対象に、強度行動障がいの方に対し適切な支援計画の作成ができる職員の人材養成を進めることを目的として、このP E C Sをはじめ強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）を実施しています。

このような研修を受講することで事業所の受入体制の充実にもつながっていくものですが、和泉市でこの研修を受けている施設がない状況で、当事者家族からもそのような御要望をいただいておりますので、どうか市としても研修情報をホームページで発信するなどして推進に取り組んでいただくことを要望します。

そして、当事者や御家族御家族にとってQ O L向上が実現できるように私自身も調査研究してまいりますので、検討を開始していただくことを要望して、この項の質問を終わります。

次に、ふるさと納税の寄附金収入の使い道について質問させていただきます。

令和 7 年 3 月に開催されました予算審査特別委員会において、ふるさと納税について質問させていただきました。その際、寄附金増額のために様々な取組をしていただいている担当部署の皆さんに感謝するとともに、ふるさと寄附の増額分を障がい福祉の予算に多く活用することができないかという意見を申し上げました。

今回はそのことについて踏み込んで質問させていただきます。

まず、ふるさと元気寄附の過去 5 年間の寄附金額を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

ふるさと元気寄附の過去 5 年間の実績でございますが、令和 2 年度が 5 億 3,049 万 4,697 円、令和 3 年度が 8 億 5,874 万 847 円、令和 4 年度が 6 億 6,927 万 4,693 円、令和 5 年度が 9 億 494 万 6,020 円、令和 6 年度は決算見込みではございますが、12 億 221 万 6,953 円です。

なお、令和 3 年度の寄附金額のうち、約 3 億円につきましては和泉市民の方から遺贈寄附として御寄附いただいたものでございまして、この遺贈寄附を除きますと、本市への寄附額は令和元年度以降年々増加しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4 番 埤田英伸議員 ありがとうございます。年々寄附額が増加しており、改めて担当部署の御尽力に感謝申し上げますし、感心して頭が下がる思いです。

令和 2 年度の寄附額が約 5 億 3,000 万円であり、その後も順調に増加傾向となっておりますが、寄附額が増加している要因を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

寄附額が増加している要因といたしましては、まず、ふるさと納税の市場規模が全国的に増加傾向というふうになっております。例えば、令和 2 年度と令和 5 年度を比べますと、令和 2 年度のふるさと納税受入額は約 6,700 億円で、令和 5 年度は 1 兆 1,200 億円となっており、約 1.7 倍に増加しております。

その大きくなるふるさと納税市場に対しまして、本市としての取組方につきまして主に 3 点ございます。

1 点目がふるさと納税の掲載サイト数の増加によるものです。ふるさと寄附を受け付ける各種ふるさと納税ポータルサイトにつきまして、令和 2 年度の 4 サイトに比べ、令和 6 年度

では13サイトにて掲載をしております。

2点目が返礼品数の増加によるものです。返礼品を提供いただく事業者の新規開拓の取組によりまして、ふるさと納税の各種ポータルサイトに掲載しております返礼品について、令和2年度の約1,200品目に比べまして、令和6年度では約4,000品目に増加しております。

3点目が広告宣伝の強化によるものでございます。これはインターネット上の一般検索エンジンにおいて、ふるさと納税などとキーワード検索した際に、上位に表示されるリスティング広告をはじめ、本市の返礼品の魅力がより一層伝わるよう、専門家による写真撮影のほか、返礼品提供事業者への取材などに基づくポータルサイト掲載の返礼品サムネイル画像や写真、説明文の充実・改善に取り組んだものであります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 ありがとうございます。ここまでは、ふるさと元気寄附の推移と増加要因についてお伺いしました。ここからは使い道についてお伺いします。

まず、ふるさと元気寄附をした場合、寄附する側がおおよそどのような事業に使ってほしいか、使い道を選択することができるとお聞きしましたが、その内容を教えてください。

また、その項目に対して、昨年度はそれぞれ幾ら活用したかも併せて教えてください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

ふるさと元気寄附を充当することができる事業は条例で規定しておりまして、寄附者はその使い道を8つの項目の中から一つ選択できるようになっております。

令和6年度の寄附金約12億200万円における8項目の内訳ですが、再資源化事業推進奨励基金に対しまして約2,600万円、子どもの夢応援奨学基金に対しまして約5,700万円、美術品等取得基金に対しまして約900万円、子育て、教育、文化・芸術、健康、都市基盤整備及び環境に関する事業に対しまして約5億6,400万円、産業・雇用及び観光に関する事業に対しまして約6,100万円、安全・安心に関する事業に対しまして約4,300万円、協働及び人権に関する事業に関しまして約500万円、市長が必要と認める事業に対しまして約4億3,700万円でした。

また、その主な活用につきましては、教育に関する事業として、いずみ希望塾運営委託に2,027万4,000円、協働に関する事業といたしまして、市民活動推進支援金に1,219万7,000円、その他特定寄附といたしまして、病院事業の遠隔操作型内視鏡下手術システム、いわゆるダ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ヴィンチ購入費用に2億1,671万9,000円、最後に市長が必要と認める事業といたしまして、教育に関して学校給食食器の更新費用に729万8,000円、障がい者福祉に関しまして、障がい者啓発イベント実行委員会負担金に50万円、合わせまして総額約7億円を活用いたしました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 ありがとうございます。令和6年度の寄附額である約12億円について、寄附者の方が希望された使い道が分かりました。

それでは次に、過去に積み立てた寄附額についてどのような事業に活用するのか、使い道の内容を決定していく流れについて教えてください。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ふるさと元気基金の活用につきましては、和泉ふるさと元気寄附の対象事業に係る採択基準の規定に基づき、財政担当課とふるさと元気寄附担当課が調整の上、予算化に向けた手続を行っております。

具体的に申し上げますと、例年10月に定める次年度予算の編成方針において、ふるさと元気寄附を原資とする歳出予算の要求が可能であることを各課に通知の上、各課から提出のあった予算要求について査定を行いまして、ふるさと元気寄附の充当が適当と判断した事業に対し、ふるさと元気寄附担当課と連携を図りながら予算措置を行っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 ありがとうございます。ふるさと寄附の使い道をどのように決定していくか、その流れが分かりました。令和7年3月に開催されました予算審査特別委員会において、ふるさと寄附の増額分を障がい者福祉の予算に多く活用することができないかと意見申し上げました。そこで最後にお伺いしますが、ふるさと寄附について、障がい福祉などのために多くの予算を活用できないか、見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

各課からの提案に対しまして、必ずしもふるさと元気寄附を活用するというわけではありませんけれども、障がい福祉に係る取組のうち、子育て、教育、文化・芸術、健康、都市基盤整備及び環境に関する事業や安全・安心に関する事業に該当する取組であれば活用が可能

です。また、ふるさと元気寄附については障がい福祉分野に限らず、御寄附いただいた方の意向を踏まえつつ有効に活用してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4 番 埴田英伸議員 前向きな御答弁ありがとうございます。先ほどの御答弁で、寄附者が選択できる 8 つの項目のうち、子育て、教育、文化・芸術、健康、都市基盤整備及び環境に関する事業に関する寄附を選択した人が約 46.9%で、安全・安心に関する事業に関する寄附を選択した人が約 3.6%と、障がい福祉に一部結びつく項目に 50%の人が選択してくださっています。極論で言うと、毎年常に寄附金収入の 20%は障がい福祉に活用するという固定的な考え方を持っていただければ幸いです。例えば 10 億円の収入があれば、必ず 2 億円を障がい福祉に活用するという考え方です。

しかしながら、ふるさと納税制度はいつまで続く制度なのかも分かりませんし、また、毎年の寄附額も保障されているわけではありませんので、私としては、後年度に大きな財政負担が必要となるような障がい福祉分野の継続的な事業に充当することは困難であることは理解しています。例えば、イベントなど臨時的な事業に活用するほうが適当であると考えています。

また、例えばバリアフリー対策などもいいのではないかと思います。横断歩道と歩道の境目に存在する 20 センチメートル幅のコンクリート製のブロック部材をよく目にします。横断歩道と歩道の境目にあえて 2 センチの段差をつけるという規定があります。視覚障がい者の方の白杖が感知できるようにするためです。しかし、規定どおりの 2 センチの段差を車椅子使用者が乗り越えていくことが大変な思いをしている方々や、事故があった現状もあります。そういうことを交差点でかなり多く目にします。私にも直接この段差を何とかしてほしいと多くの方から要望をいただいています。

写真資料 1 を御覧ください。このブロック部材は兵庫県タイプと申しまして、段差がなく、ゼロセンチメートルのフラットにできる優れ物です。私は以前の 4 年前の一般質問でも紹介させていただき、それ以降新しく施行する歩道には全てその部材を使用してほしい旨の要望をさせていただきました。それにより、バリアフリー対応の縁石の使用実績については、道路改良工事など、和泉中央駅前広場、いぶき野大橋東交差点、信太 5 号線、市役所北交差点、新庁舎整備などの複数箇所で、通路横断部分等で使用していただきました。写真資料を閉じてください。

当時の一般質問では、今後新しく施工する歩道には全てその部材を使用してほしいというお願いもしました。しかしながら、今回はさらに踏み込んで言いますが、通行人が頻繁に行き来する場所という限定でもいいので、新規ではない、既存の場所でも対応していただきたいと思っています。町中で見かける車椅子使用者の段差への変換の解消のために、ふるさと納税の使い道の一つとして要望させていただきますので、どうか御検討いただければ幸いです。

次に、ふるさと納税の少し違う角度の質問をさせていただきます。

ふるさと納税の手法の中に楽器寄附ふるさと納税というものがあります。全国の学校や施設では、慢性的な楽器不足に頭を悩ませています。高価な楽器を購入することができず、音楽に携わることができない子どもたちもいます。

私はこの制度を知ったときに中学1年生時代のことを思い出しました。小学4年生から仲よかった女の子がいました。私たちの中学校は吹奏楽で全国大会常連校で、その子は小学生時代から、中学校では吹奏楽部金管楽器部門で絶対に全国大会に行くことを目指していました。しかし、金管楽器に限って自分で購入しなければならない取決めがあり、家庭状況の事情で、経済的にかなり厳しかった彼女は、先生から打楽器でどうかとも言われたようですが、夢を断念しました。あのときのあの子の悲しい顔は今でも忘れることができません。

楽器寄附ふるさと納税は、楽器の寄附によって税金の控除を受けることができる制度です。楽器も予算も足りない学校の吹奏楽部を支えるふるさと納税の仕組みが全国の自治体に広がっています。寄附するのはお金ではなく、御自身が使っていた楽器を査定会社を通じて希望する自治体に贈呈する形です。その返礼品は生徒からのお礼の手紙と演奏会への招待状となっています。とてもハートフルな寄附制度で感動しています。

そこで質問ですが、現在、和泉市内で吹奏楽部がある中学校の楽器の調達などはどのようなになっていますか。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

吹奏楽部の楽器につきましては、個人で購入するケースもありますが、多くが以前調達した学校の楽器を使用しています。ついては、新たな調達が必要な場合には、金額も高額であるため、個人負担ではなく学校が配当予算の中で調達する仕組みとしています。

しかしながら、学校に配当している予算は、毎年学校規模に応じて40万円から70万円の予算であり、授業等で利用する教材等を優先的に購入することや、楽器の購入が非常に高額で

あることから、学校が他の備品より優先して楽器を調達することに課題があるところではございます。このことを踏まえ、毎年配当する予算とは別に、3年に1度のローテーションになりますが、大口備品購入費として1校当たり30万円の追加配当を行うこととしており、その際の楽器等の高額な備品の調達が可能な仕組みは設けているところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。経済的に厳しい生徒や学校の経費負担削減の角度から、楽器寄附納税制度を導入することへの御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

議員お示しのとおり、楽器寄附納税制度の仕組みは、楽器を寄贈される方と自治体の間に古物商の資格を有する事業者が介在し、実際に金銭の受渡しはないものの、その事業者が査定した楽器の価値をもって自治体買い取り、その同額の金銭を楽器の寄贈者が自治体に寄附したこととみなして、ふるさと納税と同様の税控除を受けることができるというものでございます。

この取組に関しましては、楽器の査定や買取りを行う中間事業者が必要で、この事業者に対し、楽器寄贈の成立の有無にかかわらず参加登録料や年間サービス料がかかることや、ほかにも査定手数料等の一定の経費が必要となっておりまいます。

現段階においては、楽器の寄贈を税控除を伴うふるさと納税として導入する予定はございませんが、各自治体の今後の動向を見てまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 ありがとうございます。通常ふるさと納税より経費が必要なことは分かりました。この楽器寄附納税制度は2018年10月より三重県のいなべ市から始まり、現在、全国的に広がりを見せており、昨年度末で21自治体が参画していると聞いています。

寄附者は税控除を受けることを目的としたものではなく、使われなくなった楽器を再び使ってもらえるようにといった気持ちと、その公益性を重視した自治体経費を度外視して行われているものです。市としてニーズや経費の考え方などの整理が必要だとは思いますが、支援が必要なところに手を差し伸べることができる施策については、ぜひ検討をお願いしたいと思います。この項の質問を終わります。

次に、南部エリアの未来についての質問をさせていただきます。

先日、交差点で挨拶立ちをしているときに、50代の御夫婦が声をかけてくださり、御相談をいただきました。先祖代々の土地があり、農業をしてない自分たちとしてその土地を手放したいが、農地としての使用以外での売却が不可能で困っているという内容でした。また別の方で、南部エリアに山を所有している方より、マツタケ、タケノコなどもたくさん取れるいい山です、無料譲渡でもいいからその山をもらってくれる人がいないかという相談もいただきました。特に超高齢化が著しい南部エリアでは、これまでも、またこれからもそういった方々が急増していくと思います。さらに別の70代の方から、生まれ育った槇尾山エリアの思い出の山、川、緑、ミカン畑などの農業を守ってほしいとお願いもされました。

そこで今回、これまで南部エリアの維持振興を訴えてこられた議員の諸先輩方や先人の方々の内容を再度勉強させていただき、僭越ながら、それを私なりに考えた南部エリアの未来として提案させていただきたいと思っています。

まず、南部エリアの直近の課題として旧横山小学校の跡地利用がありますが、現在どこまで計画が進んでいるか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

旧横山小学校の利活用については、和泉市南部地域等まちづくり計画において、校舎等を除却の上、売却することを基本としつつ、南部地域の定住・活性化の観点から効果的な活用を検討するものとしており、令和6年12月に民間事業者へ利活用に関するサウンディング型市場調査を行った結果、6つの提案がありました。

現在、方針決定に向けて、この調査結果も参考としつつ、校舎などの建物の除却の是非や処分方法、市街化調整区域における開発許可の可能性などについて、関係部局も交えて検討しているところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。現在庁内で方針を検討されているということですが、サウンディング型市場調査でどのような提案があったかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

戸建て住宅の開発、校舎をリフォームしたファミリー向け賃貸住宅の整備、建物を活用し

た水耕栽培やグランピング事業、通信制高等学校の設置、地域住民の健康増進やコミュニケーションの場としての施設の活用、障がい者優先スポーツ施設の整備の提案がございました。

しかしながら、これらの提案の中には、建物の所有権移転を望まないという点で市の要件を満たさないものもあるほか、市に求める行政支援として固定資産税の軽減・免除や土地建物の無償譲渡、開発規制の緩和などの意見がございました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。今後、利活用の方針が定まった後に優先交渉権を獲得する法人・団体を募集していくわけですが、その際に一つの基準を提示するのはいかがでしょうか。その基準内容は、旧横山小学校の跡地を単体で見るのではなく、南部エリアの既存のポテンシャルをつなぎ合わせる一つの拠点としての跡地利用という内容です。

私は4年前の一般質問で、南部エリア緑のテーマパーク構想と題して質問させていただきました。青少年の家を起点として、今までは単体で見てきた名所や観光スポットや人気店やアクティビティーを、お互いにないものを補うようなイメージで点から線にして、全てをつなげて、さらに線から面にして、最後には立体的に見えるようにする。おのおのの特性をもっと引き出し、和泉市外や大阪府外からたくさんの人を呼び込む一大拠点に必ずできると確信していると提案させていただきました。

現在、南部エリアにあるものを述べますと、まず公共施設は道の駅併設の南部リージョンセンター、青少年の家、アグリセンター、トランスウェイスタジアムがあります。民間施設として人気の2つの大型店舗、10店舗ほどの小さな古民家カフェなどやガラス工房、槇尾山施福寺、何か所もある味覚狩り農園があります。その他としても、ヘイノウチ、管理不全の森林、空き家、豊かな自然もあります。

旧横山小学校跡地利用を考える上で、この先何十年と南部エリアを維持振興させていくために、地元の方々と運営していくという前提で、この地の未来に本当に必要な要素を組み込むことが大事ではないかと思います。

南部エリアでは、外環状線の人気店や道の駅などの物販の満足度は高いです。また、青少年の家やグランピングの宿泊施設もあり、青少年の家はリニューアルオープン後には温浴施設の要素も組み込まれ、さらに進化します。槇尾山施福寺は毎年約17万人の来訪者が来られます。トランスウェイスタジアムの存在でスポーツ振興の機運も高まり、市内外から練習や試合に来訪されますし、さらにスポーツという角度では、自転車愛好家やランナーやハイカ

ーが楽しめる地形の形状の要素も人気で、その要素のおかげで、以前と比べて市内はもとより市外・府外からのスポーツ系の方々を、かなり人数を見かけるようになりました。こもれびの森の整備や大型遊具設置以降、子どもさん連れの家族も多く見られ、鍋谷トンネル開通等、テクノステージの大型ショッピングモール開業に伴い、南部エリア中心に和歌山からの来訪者がこの10年で10倍以上増加しています。

以上のことから、これまでの先人の皆様、また諸先輩議員、地元住民、そして職員の皆様の御尽力のおかげで、南部エリアはある程度のにぎわいは達成できていると確信します。しかしながら、来訪者の増加のみでは解決できない課題が農地の存続、森林の活用を含めた自然のさらなる活用、そして定住促進策だと思います。この3つの課題が克服できたら、本当の意味での南部エリアの地域振興ができると確信しています。

長々と述べましたが、以上の考えから、旧横山小学校跡地利用を考える上で、跡地を単体で見るのではなく、南部エリアを立体的で長期的視野での観点が大事だと思いますが、そのことへの市としての御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

議員御提案の南部エリアの既存のポテンシャルをつなぎ合わせる拠点としての跡地利用については、重要な視点であり、地域の特性を生かし、点から線、線から面へとつなげていくことは、地域振興において有効なアプローチであると思います。

しかしながら、当該土地は市街化調整区域であり、跡地活用の方針決定に向けて開発許可の可能性や手法等について現在調整を行っている段階でありまして、処分に当たっての基準については今後研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 ありがとうございます。横山小学校跡地の話はその後またさせていただきますので一旦置きます。その上で、今後の南部エリア振興を考える上での提案をさせていただきます。

資料2を御覧ください。和泉市の南部エリアの存在を知るところから、定住がゴールとして階段で表現してみました。定住者を一人でも多くしていくための考え方の階段です。まず一番下の段は、まずは和泉市南部エリアの存在を知るという段階です。SNSや様々な媒体で和泉市南部エリアの存在を知った方々が南部エリアに興味を示し、その次の段として、さ

らに詳細を知ろうと検索して情報収集してもらえたら２段目に上がります。そして、和泉市南部エリアの何々に行ってみたい、やってみたい、食べてみたい、見てみたいという感情から、実際に南部エリアに市内外から一回でも来訪してもらえたら３段目に上がります。そして、初来訪から何回も定期的に来訪する理由ができれば４段目に上がります。そして、何回も何か月も何年も定期来訪を重ねていくうちに、南部エリアの魅力やポテンシャルの高さを感じたその方の人生の何らかの節目のときに定住を決断すると最上階まで到達するという考え方の階段です。

下の４段の階段なしでいきなり最上階の定住になる人は皆無です。しかし、定期来訪なしで、下の４段の階段なしで一気に定住まで来てもらう狙いの一つ的手段として、これまで南部エリア移住支援金や槇尾学園開校を展開してきました。しかし、こういった施策以外の永続的な対策を違う角度で打ち込んでいく必要があると思います。私は、この中で一番大事なのは４段目の定期来訪であると確信しています。この４段目の人数が増えれば増えるほど南部エリアの振興に役立つと考えています。資料を閉じてください。

現在の定期来訪者の多くは、買物、スポーツ及びアクティビティー、また観光、この３つで９５％以上を占めていると思います。しかし、ここで発想の転換をすべきと感じているのは、定期来訪の理由が一過性のものではなく、農林業の活動のために定期来訪している人たちをどれだけ増やせるかが未来へのターニングポイントになります。

そこで、農林業における地域振興の観点から質問させていただきます。

経済産業省のホームページでも紹介されていますが、全国の廃校跡地利用の成功事例の中で、例えば、京都府福知山市の旧中六人部小学校は運動場丸ごとイチゴ摘みができる体験型農業施設に生まれ変わり、廃校に再び人が集うようになっていきます。地域活性化の拠点となっています。また、福岡県八女市の山間部にある旧木屋小学校も室内型水耕栽培施設システムを研究する施設に生まれ変わりました。また、栃木県さくら市の旧穂積小学校は校舎を活用し、栃木県産の杉、ヒノキ材を用いた木工品の製作・販売や木工体験の指導を行っており、喜連川丘陵の里杉インテリア木工館として地元木材使用の家具の販売などがされています。

この３つの事例のように、その地域の特性を生かした観点からも、旧横山小学校跡地はアグリセンターやＪＡ、そして南部エリアの地元住民が主体となり、農林業の一大拠点のようなものにしてはいかがでしょうか。

そこで質問ですが、南部エリアに定住せずとも、市内各所から農業をしに行く人も多く見られますが、農地や森林を売却や貸与するにはどうすればいいか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 答弁、行政委員会総合事務局長。

○ 森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。これは、資産保有や投機目的など耕作をしない目的での農地取得を規制するとともに、農地を効率的に利用できる方に委ねることを目的としているものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

農地法第3条の手続とは別に、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農地の集積・集約化を目的として、農地の所有者から農地中間管理機構が農地を借り上げ、同機構から農業経営の効率化を進める担い手へと貸し出す方法もございます。

議員御指摘にもありますとおり、国では高齢化や人口減少により農業者が減少し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されているため、農地の担い手に集積して効率的に農地を利用できるよう制度化されたものでございます。

次に、森林の売買や貸借につきましては、開発を伴わない場合、規制等はございません。ただし、本市域の民有林は大阪府が定める地域森林計画の対象となっているため、売買や相続により新たに森林の土地所有者となった者は、市へ土地所有者届出書を提出する必要があります。

なお、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合や、森林の土地所有権以外の権利を取得した場合は、所有者届書の提出は不要となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。そのような貸付けを募集している情報はどのように取得すればいいですか。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

貸付け可能な農地の情報は、農地中間管理機構のホームページ内の農地情報ページから閲覧することができます。ただし、農業目的以外の者への情報流出を制限するため、閲覧にはIDとパスワードが必要となります。閲覧希望の場合は農地借受申出書と経営計画書を農林担当まで御提出いただきます。また、JAいずみの中では、地域の農家さんとのつながりを基

に農地のあっせんや農地の賃貸借書類や営農計画書類の作成支援も行われております。

なお、森林の貸付けにつきましては法律等で特段の関与がなく、貸手と借手による当事者同士の貸し借りとなることから、市農林担当では情報を把握しておりません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。先日、他県で農業を通じてボランティアで子どもたちに食育をして成功事例をつくった人とお話しする機会がありました。食育の重要さは、前回の一般質問で北川議員が丁寧に教えてくれましたので、重複しますので省略させていただきます。

その方は、和泉市の南部エリアの魅力のとりこになり、和泉市で農業を通じて役に立ちたいと言われています。現在御答弁いただいた機関に問合せをしながら、農地取得の準備を進めておられます。私はその方にひきこもりの家族の会に来てもらいたいと懇願し、一緒に参加していただきました。その方は家族会の方の不安や悩みを聞き、農業での不登校児の居場所づくりの在り方を話してくれました。

そこでまず質問ですが、不登校の方々を既存の居場所のグリーンルーム以外の選択肢の一つとして、農業の居場所を案内・周知していくことの御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

児童生徒が不登校となる理由は多種多様であり、そのアプローチについても児童生徒の状況によってそれぞれ異なることから、不登校の児童生徒にとって多様な居場所の選択肢があることは有意義であると考えます。

議員御提案の農業を介した居場所づくりについては、今後その詳細を確認させていただきたく存じますが、当該内容に限らず、子ども居場所づくりにつながる取組については、適宜その周知を検討したいと考えます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 前向きな御答弁ありがとうございます。

次に、不登校の小中高生にとどまらない取組としての質問ですが、泉佐野市では、国の地域若者サポートステーション事業などを運営しているNPO法人おおさか若者就労支援機構の取組の中で、人づくりを目的に現役の農家さんの協力を得て、農業を志す若者や、働きた

くても働けない若者などが泉州ブランド野菜の生産、加工、販売、堆肥づくりなどの6次産業を実践しています。これまでの働く場所探しの相談で、くらしサポートに相談に来る人に農業のニーズはありましたでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

くらしサポート課で仕事を探される方の中で、農業を希望される方はほとんどおられません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。現状ではそのようなニーズはないようですが、一種の職業訓練の要素としての農業という観点で、自分のペースで参画できるスタイルの場所があればニーズはあると確信しています。先ほど紹介したボランティアの方は、以前おられた県では、収穫したものは子ども食堂にみんなで配達したり、幼稚園・小学校に配達をしたようです。自分が働きたい分だけ働くスタイルだったようです。ぜひくらしサポート課の角度でもその内容を認識していただければと思います。

次に、林業の角度からの質問をさせていただきます。

以前に林業に携わる方から様々な御意見をいただきました。その方は現在30代で、高校生時代に偶然見つけた求人広告がきっかけでアルバイトとして林業に携わり、職人さんとして従事された貴重な存在の方でした。その方が思うところの林業の大きな課題点の一つとして、職人不足に併せて後継者不足があります。

そこで、人材確保の後継者づくりの観点で質問させていただきますが、和泉市は、就労への支援というよりも市民全体の意識啓発を通じて林業の人材支援をしているとお聞きしました。そこで提案になりますが、小中高生などが林業体験をできるような仕組みがあれば、10年後、20年後に若手の林業の職人をめざしてくれる若者が増えるのではないかと考えていますし、小中高生に意識づけることに早過ぎることはないと思っています。私の幼なじみも子どもの頃のちょっとしたお父さんとの林業体験がきっかけで、林業ではありませんが、木材に関する仕事に就いています。そこで、もっと小中高生に森林に入ってもらうように、遊びの要素を組み込んだ森林活動メニューを増やして深化されてはどうかと思いますが、現状の子どもさんが参加できるメニューがあるか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

森林学習や木工体験につきましては、毎年11月に実施しております親子で一緒に森林環境学習及び木工体験や、農林業祭での丸太切り体験などを実施しております。また、森林ボランティア団体であるいずみの森の会では、宮ノ上公園などでの木工体験、石尾っこフェスタや、黒鳥山公園みどりのフェスタでの木工体験などを実施し、多くの皆さんに御参加をいただき、木と触れ合っていていただいております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。さらに木に触れ合う機会や森林に入っていくイベントなどの拡充も御検討ください。

5部局の皆様、御答弁ありがとうございました。

最後のまとめになりますが、関係人口という言葉があります。関係人口とは、移住する定住人口でもなく、観光で訪れる交流人口でもない、地域や地域の人々と多様な関わりを持つ人々のことを指します。地方の人口減少や高齢化が進む中で、地域づくりを担う人材として期待されており、地域経済の活性化や地域コミュニティの活性化に貢献することが見込まれています。

南部エリアは和泉市民全体で関係を持つべきエリアと思っています。定住している方々のみで現状の課題を乗り越えるのは困難極まりなく、教育の角度や就労の角度で特に若年層による南部エリアの新たな関係人口の増加促進をめざしてまいりたいと思っています。現在、和泉市人口18万1,910人、南部エリアの関係人口は18万1,910人全員という考え方で、貴重な南部エリアの宝物を守るという意識啓発を要望します。

最後に、個人的感情で申し訳ございませんが、堺市で生まれた私の幼少時代、経済的に厳しく遠方に行く時間もないぐらい働きづめだった母が、夏休みにお金のかからない場所というところで、川に泳ぎに行こうと言って連れてきてもらった思い出の場所が槇尾山一帯であります。私と兄の中では、今でも楽園に行ったような思い出として残っています。この南部エリアのすばらしさが永遠に残り続けることを願って、この項の質問を終わります。

次に、市役所職員のウエルカムバック再雇用について質問させていただきます。

私が2020年9月に議員になり、もうすぐ5年になります。無知で未経験の私がこれまでに一般質問で61項目の質問をさせていただくことができましたが、それは紛れもなく、懇切丁寧に様々なことを教えてくださった部長、次長、課長の皆様をはじめ職員の皆様のおかげで

す。小さなことでも真剣に詳細まで教えてくださることにいつも感謝しています。

今、私が交差点などの街頭活動で市民の皆様から質問されて大体のことは即答できるようになったのも職員の皆様のおかげです。そんな感謝の念が絶えない反面、この5年間でお世話になってありがたいと思っていた職員の方々に途中退職や転職された人も見てきました。正直、この人が辞めるのか、何かもったいない、もっといてほしかった、もっと会話していろいろ学びたかったと、個人的な感情ですが思ったことが多くあります。

転職する、しないはその人の人生ですし、こちらがもったいないと勝手に思っているだけのことが多いのが世の常かもしれません。私も人生で4回転職しました。そのたびに成長し喜びを感じ、人生を楽しんでいけましたので、転職は逆にやるべきと思っています。しかしながら、民間企業などで一旦退職した人が古巣に帰ってきて以前いたときの10倍の力を発揮する人もいます。

そこで今回、市職員がカムバックしやすいような制度を導入することを提案させていただきます。

そこでまず質問ですが、10年以上勤務された市職員の主な退職理由を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

令和6年度に自己都合により退職しました10年以上勤務の正職員21人の退職理由は、転職が12人、体調不良が4人、看護、介護、配偶者の転勤など家庭事情によるものが4人、その他が1人になります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。様々な事情の中で退職や転職をされています。その中で、令和6年度、半分の方が転職でほかにやりたいということがあると、転職であるということ、ほかにやりたいことがある、自分でやってみたいというようなことを思った職員さんが転職せずにその夢を実現できる方法がありますか。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

人事制度の一つとして、職員自身が今後どのような分野でどのように成長していきたいかについて、携わった業務や取得資格、異動希望などを基にキャリアプランとして考え、そのキャリアプランを基に職員個人の異動希望を考慮した人事配置を行っております。

また、人事給与制度改革の一環として、令和6年度から営利企業等の従事制限の許可基準を緩和しました。地域貢献に資する副業を許可し、職員の地域活動を促進しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埴田議員。

○ 4番 埴田英伸議員 分かりました。

私は体育大学卒業後に介護福祉士として就職しました。そして30歳のときに私自身の過失で責任を感じ、一旦介護現場から身を引き、幼なじみが経営する土木建築会社で日当9,000円で日雇労働をやらせてもらいました。関西空港第2滑走路の周囲を取り巻く2,700体のテトラポットづくりの現場で、だだっ広い埋立地に仮設トイレが1つぽつんとあり、休憩する場所は土の地べたのみという現場で激しい1年間でしたが、大変勉強になり、視野が広がる思いがしました。妻と2人の子どもの生活やローンがある中で、周囲から何してんねんとも言われましたが、自分が決めたことは自分にしか分からないものだと言いに言い聞かせて前に進みました。そして作業員をしながら勉強して、ケアマネジャーの資格試験に合格し、泉北ニュータウンの某老人ホームに再就職できました。そこで3年間責任者として運営改善した内容がメディアにも取り上げられ、その内容を全国に広めたいと思い、34歳で思い切って介護事業アドバイザーの会社を独立開業しました。退職する際に法人の理事長から、君のこれまでの働きに感謝している、来月でも半年後でも3年後でもいつでも帰ってこい、アドバイザーの経験はうちの法人にとってもかなり有益になるに違いない、給料は退職時より多くして待っているからと言われ感動しました。

独立開業は覚悟を決めてやるものなので、逃げ場があるのは違うかもしれませんが、その言葉に妻も安心し、私も若干の心の余裕ができました。笑い話ですが、あれから16年、理事長は今でも、いつ帰ってくるんや、いつの間にか市議員になりやがってと笑いながらうれしそうに言ってくれます。

今回、一般質問のこの項のタイトルはウエルカムバックです。和泉市としても一旦退職した人が堂々と再採用される仕組みがあれば、さらに多様な角度で人材確保ができるのではないかと確信しますが、ウエルカムバック再雇用導入への御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

一度退職した元職員を再雇用するカムバック採用については、民間企業だけではなく、ほかの自治体でも導入するケースが増加しており、本市においても情報収集を行っているところ

ろでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。現在全国の幾つかの自治体がウエルカムバック制度を導入していますが、どれもが人材不足の穴埋めのようなマイナス思考感が否めません。例えば富山県は、富山県カムバック採用選考試験と銘打って一旦退職した人材を再雇用しています。次のような基準があります。受験資格は、結婚、出産、育児、介護などのやむを得ない事情により退職された方で、富山県職員として3年以上の実務経験を有する方で、退職後10年以内の方、原則として退職時の職種で採用とあります。

ほかにも神奈川県、岡山县、長野県、そして、市レベルでは群馬県前橋市、大阪府寝屋川市、東京都綾瀬市などがありますが、ほぼ全て富山県で述べた内容と同一になります。このような形は、一旦退職したが外部で力をつけた人や外部の民間企業で何かを体得した人を迎え入れるというプラス志向感がないように感じます。抽象的な表現の外部で力をつけた人や外部の民間企業で何かを体得した人ということを基準にするのは難しいかもしれませんが、そのような考え方に対する御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

育児、介護、他の団体や民間企業における業務など、退職後に培った経験を生かすという考え方は、行政運営に、より多様な視点が入るという点からも有効であると考えております。しかしながら、経験者を採用することにより採用計画における新卒採用枠が減ることや、退職後のキャリアや成長をどのように評価するかなど、実施に向けて課題を整理する必要があると考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。それでは、さらなる御検討をお願いします。

それでは、最後に少し角度の違う質問をさせていただきます。

先日、いぶき野三丁目交差点で挨拶立ちをしているときに、40代後半の女性から御要望をいただきました。市の職員募集に関して、年齢制限があって対象者になれないので、年齢制限の大幅な引上げをしてほしいという内容でした。まず現状の年齢制限を教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

今年度に実施しました職員採用試験では、大学卒業程度の学力を有する事務職の年齢を25歳までとしており、より専門性の高い職種はそれよりも高い年齢としています。具体的には、事務職のうち情報及び環境の職や社会福祉士、学芸員、保育士は35歳までとし、土木、建築、電気技術職、保健師、心理職は45歳までとして募集したものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。世の中の年齢の感覚が30年前より10歳上がっているとよく言われます。例えば、平成初頭の40歳は今の30歳の感覚に該当する感覚です。現在の70歳は60歳、90歳は80歳という感覚です。定年も60歳が当たり前の時代から65歳、70歳と引き上がっている空気感があります。

違う業界で活躍した多様な人材を生かすためにも、中途採用の年齢制限を55歳ぐらいまで引き上げていいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

対象年齢をさらに引き上げることで多様な人材の獲得が期待できますが、長期的視点に立った人材育成や現在の職員の年齢構成等も考慮する必要があります。このため、採用試験の応募状況、職員の年齢分布、専門性の確保等を総合的に検討の上、採用職種、人数及び受験資格を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 分かりました。先ほど紹介した交差点で声をかけてくださった40代後半の女性は、現在の年収が下がってもいいので、初任給以下レベルでもいいので、和泉市職員として何かお役に立ちたいという気持ちにあふれていることを聞かせてくれました。

同じことを聞いて申し訳ございませんが、最後に、そのような方々を採用する年齢制限の引上げの御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

任期付職員や会計年度任用職員については60歳を超える任用を行い、多様な人材を確保しているところです。正職員の受験年齢引上げについては、専門性の高い分野においては人材

確保のために今後も検討する必要があると考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 埤田議員。

○ 4番 埤田英伸議員 御答弁ありがとうございました。ぜひ検討を開始していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号9番・浜田千秋議員。

(9番・浜田千秋議員登壇)

○ 9番 浜田千秋議員 9番・五月会の浜田千秋です。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、本市における英語教育の推進についてです。

和泉市は、以前から英語教育に力を入れて取り組んでいます。小学校に英語が本格的に導入される前から、いろんな小学校で先生方が自主的に英語を学ぶという取組もされてきました。そして今では、英語教育の一環としてA L T、すなわち外国語指導助手の先生方を和泉市全ての小中学校に配置されています。

そこでお伺いいたします。

A L Tの配置事業はいつから始まったのでしょうか。また、その目的と期待される効果についてお聞かせください。

これ以降の質問につきましては、質問席よりさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

A L Tの前身である英語指導助手の活用は平成5年度に開始しており、そこから33年が経過、現在和泉市全ての小中学校に外国語指導助手、いわゆるA L Tを配置しております。A L Tの配置事業の目的は、小中学校で担任または英語科教員と共にチームティーチングで英語や外国語活動の授業を行い、子どもたちがネイティブスピーカーの生きた英語に触れ、コミュニケーションを取る機会を充実させることです。A L Tの配置により、児童生徒の英語に対する興味関心が高まり、児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上、異文化の理解の促進を期待するものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。子どもたちがネイティブスピーカーの生きた英語に触れる機会があるのは、とても貴重な体験だと思います。自分の話す英語が外国人の先生に、ネイティブスピーカーに通じたときの喜びは、英語を学ぶ上で大きな自信にもつながると思います。

では現在、配置されているALTの先生方はどのような国から来られているのか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

出身国は多い順にアメリカ、イギリス、カナダ、シンガポール、南アフリカ共和国です。
以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。様々な国の方々がALTとして働いておられます。出身の国が違えば、英語の発音も異なります。子どもたちは微妙な発音の違いも感じ取っているのだろーと思います。また小中学生にとって、生きた英語に触れるだけでなく、いろんな国の文化に対しても理解が深まると感じています。

ネイティブの先生方との学習を通して英語でコミュニケーションを取る、英語を聞き取るといった能力が求められるものに実用英語技能検定試験、すなわち英検があります。和泉市はその英検に対して受験料の補助を行っています。

そこでお伺いします。

和泉市における実用英語技能検定受験料補助というのは、どのようなものなのでしょう。そして、その目的と事業概要について教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

本事業は、英語学習への意欲向上を目的に実施しているもので、和泉市に在住する中学校1年生から3年生を対象に実用英語技能検定受験料を年1回補助するものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。その制度が今年度から一部変更されたとお聞きしております。どのように変更されましたか。また、なぜ変更されたのか、その理由を

お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

変更点としましては、これまで補助対象の学年は中学校3年生及び義務教育学校9年生のみとしておりましたが、令和7年度より対象を和泉市在住の中学校1年生から中学校3年生とし、英検3級以上の受験料を各年度において1回補助するものに変更しております。対象学年を拡充することにより、和泉市在住の中学生が1年生から英検を受験できる環境となり、英語学習への意欲を早い段階から高めることにつながることから変更したものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。今年度からの変更により各年度に1回、つまり中学校の3年間で最大3回の受験補助のチャンスがあるということです。そしてその目的は、早い段階から学習意欲を高めることにつながることを期待しているということです。では、英検を所持するメリットはどのようなものでしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

現在の公立高校入試の英語において、英検2級以上の所持により一定程度の点数が保証され、生徒にとっては有益であると考えております。また、進学後のさらなる成長も期待され、英語を活用して活躍できる人材育成にもつながっていくものと考えております。

加えまして、令和7年度より姉妹都市ブルーミントン市への学生派遣の応募条件を英検3級以上としており、参加する中学生にとっては、国際感覚と視野が広がること、実践的な英語力が向上すること、異文化理解が深まること、貴重な海外経験と自信が得られることなどが挙げられます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。英検を所持することで、高校入試においては、加点や評価が高くなるなどの形で有利になる可能性があるなど、メリットがたくさんあることは理解いたしました。これは公立高校の入試だけにとどまらず、私立の入試においても同じようにメリットがあると考えます。受験を希望される全ての中学生が英検の取得に向け、この制度を活用し、受験してほしいと願っています。

では、英検受験料補助を受けるためにはどのように申し込めばよいのでしょうか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

和泉市立の中学校に通う生徒であれば、現在通っている学校に申し込むことにより受験料の補助を受けることができます。また、和泉市在住で私立の中学校に通う生徒であれば、学校教育室の窓口で申し込むことにより受験料の補助を受けることができます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。和泉市の公立中学校に通っていても私立に通っていても受験料補助を受けられるということです。

では、受験会場について伺います。英検の受験会場には本会場と準会場があります。受験希望者の皆様は会場を選ぶことはできますか。例えば、私立の中学生の生徒が教育委員会の窓口に来て英検受験料補助の申請をした折に、在籍している私立の中学校が英検の会場となっているので、自分が通っている中学校で受験をしたいと申し出た場合、英検受験料補助の対象になりますか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

和泉市立の学校が準会場になっている場合、当該校の生徒は在籍している学校で受けることができますが、それ以外の和泉市立学校及び私立学校の生徒は本会場で受験することになり、選択することはできません。また、お示しいただいた具体例の場合、本会場での受験となり、通っている私立中学校での受験はできません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。なぜ私立の生徒が通っている中学校で受験する場合、受験料の補助を受けられないのか、少し理解し難いです。和泉市在住の中学生には平等に受験補助のチャンスを与えるべきだと私は思います。

今の御答弁によれば、受験会場は一部で実施されている和泉市立中学校の準会場を除いて、本会場だけということになります。

ちなみに、一部の和泉市立の中学校が準会場だということですが、昨年度、準会場となっ

ていたのは何校ですか。そして、今年度6月にあった第1回英検の準会場は何校でしたか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和6年度に準会場実施を行ったのは3校です。今年度、現時点で準会場実施を行ったのは1校です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。今の御答弁から、受験の補助を受けようとすると、英検の会場となったその1校以外の和泉市立の中学生は、英検協会が指定する本会場での受験以外は認められないということです。

今年度は、今後行われる第2回、第3回で実施される中学校が増えるかもしれません。しかし、昨年度の実績は3校です。残りの7校において受験を希望する生徒は、全て本会場の受験であったということです。もちろん、全ての和泉市立の中学校が準会場として実施できればよいのですが、中学校の先生方にとって手続や運営等の負担が大きく、実施が難しいことも理解できます。そして、受験生が最低でも10名以上いなければ実施は難しいはずです。また、和泉市周辺の本会場となると、羽衣学園高等学校や帝塚山学院泉ヶ丘高等学校が本会場になることも多いとお聞きしていますが、子どもたちや御家族にとって受験会場までの送迎なども大きな負担になると思います。

その一方で、和泉市内や和泉市近隣においては、複数の学習塾や英会話スクールなどが準会場となっていて、自宅の近くでも英検を受験できる環境はあります。でも、現状では、学習塾や英会話スクールでの受験も受験料補助対象とはならず、実費での受験となっています。なぜ補助対象にならないのでしょうか。

何度も申し上げますが、先ほどの私立に在籍している中学生が在籍校で受験をしても準会場の指定校となっている学習塾で受験をしても、補助対象とはなっていません。英検受験料補助の目的である英語学習への意欲向上を願うならば、和泉市在住の中学生誰もが補助の制度を平等に使えるようにするべきだと思います。

そこでお伺いします。

学習塾などの準会場も英検受験料の補助対象とすれば、さらにこの制度が活用されと考えますが、この点についてどのように考えているのか、なぜ英検受験料の補助対象となつて

いないのか、教えてください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

議員御指摘のとおり、学習塾や私立中学校などの準会場を補助対象とすることで、中学生にとってはより身近な場所での受験が可能となり、この制度を活用しやすくなると考えるところです。しかしながら、受験者が和泉市在住であることの確認や年度内1回の受験補助であることの確認など、準会場となる側にも一定の負担がかかること、一部の学習塾や私立中学校等が和泉市公費対象の準会場にならなかった場合の不平等さなど様々な課題があるため、補助対象としていないものでございます。

今後につきましては、全ての和泉市在住の中学生がいずれの会場においても受験しやすい制度になるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 浜田議員。

○ 9番 浜田千秋議員 ありがとうございます。

最後に意見、要望を申し上げます。

まず先ほどの御答弁の中で、受験生の和泉市在住の確認や年1回の受験の確認などに関して準会場に一定の負担がかかるとのことでしたが、そのような負担はどこの準会場指定校も負担とを感じるレベルではないと思います。

次に、一部の学習塾や私立の中学校のみが公費補助対象となった場合、不平等さがあるとのことですが、市のホームページや広報紙、SNSで周知すればよいのではないのでしょうか。現在の英検3級以上の検定料補助という市のホームページを見る限り、受験会場のことなど一切触れていません。ずっとずっとこの数年間情報が少ない状況のままです。このホームページを御覧になった方は、中学生であれば補助してもらえると誤解されても仕方がないと思います。実際に受験補助を受けられず落胆された方も数多くいらっしゃいます。

準会場指定校はそれなりの環境を整えなければならず、準会場としていろんな努力をして運営をしています。また、私立の学校では在籍する中学生に受験を勧めているため、子どもたちが通い慣れた中学校で受験を希望することは、ごく自然なことだと思います。

また、現在の申請方法は、教育委員会で申請を受け取った場合、受験級と人数、そして受験者情報の確認をした後、受験料の振り込みを行っています。これは先生方にとっても大きな負担であるのではと感じています。英検協会は手続が滞りなく終わった時点で受験生に対

して受験票を送付します。受験票が届いて初めて受験生は自分がどこの会場で受験をするのかを知ることになります。

和泉市は、槇尾学園において英語に力を入れるため、年間10時間、英語の授業を増やし、また、課外においては民間のスクールに英語のレッスンを委託されとのことです。教育現場でも多くの民間の力を借りて運営をされている授業はたくさんあります。

そこで私からの御提案です。

現在は、受験する前に教育委員会に来て手続を行わなければなりません。この事前手続をやめて、英検を受験されたら合格・不合格の通知とともに得点の内訳が英検協会から受験生に送られてきます。受験生はその結果表を持って教育委員会に申請に来ていただき、そのときに受験補助の申請をすればいいのではないかと思います。そうすれば事前に受験生の申込みをする手間も教育委員会は省けると思います。

このような受験証明書です。すごくしっかりしたものが送られてきます。そして、この証明書はブルーミントンのときの応募条件になっている3級以上のときにも確認される資料となっています。本会場での受験は移動時間や交通費などの費用負担も発生します。また、いつもと違う環境の中で受験することになるため、本来持っている力を十分に発揮できないこともあります。逆に、準会場であれば子どもたちはふだんと同じような環境の下、落ち着いて受験できることから、本来持っている力を発揮しやすくなるのではと思います。

加えて、受験料に関してです。例えば3級ならば、本会場の受験料は6,900円ですが、準会場であれば5,000円、その差は1,900円。2級ならば本会場の受験料は9,100円ですが、準会場での受験料は6,900円となり、その差額は2,200円です。受験料の補助の原資は税金です。少しでも安価に受験できるような試みも考えるべきだと思います。

今のままでは、不平等、不公平感があまりにも大き過ぎます。既に第2回の受験、英検受験料補助の申請が始まっていますが、第3回であれば今からでも取り組むことはできると思います。準会場などの受験会場となるとところに負担をかけると危惧されるより、どうすればそういった受験会場に協力してもらえるのかを御検討いただきたいと思います。

今年度から拡充された英検受験料補助の制度により受験機会が増え、受験できるチャンスを得た生徒にとって、より受験しやすい環境となるよう補助対象となる受験会場が拡大されることを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号10番・森 久往議員。

(10番・森 久往議員登壇)

○ 10番 森 久往議員 10番・五月会、森 久往です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、成年後見制度の利用促進について1問質問させていただきます。

この質問をするに当たった経緯について少しお話をさせていただきます。

後見人というこのキーワードが、私の相談がかなり増えたんですね。後見人制度についてのいろいろ調べたりしたんですけども、実際に和泉市がどのような形で取り組んでるかというのを今日ちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

高齢で1人お住まいの方が認知症になった、認知症のその前、認知症になってから、何が違うか。相続の権利、そういった条項がかなり変わってくるんですね。そういうことで後見人を早くつけたほうがいいのかというような、こういう相談もありました。

ある障がいをお持ちのお子さんがおる、そのお母さん、お父さん、保護者からの相談がありました。それは、私たちもそろそろいい年齢になってきたと、もし私たちが亡くなったら、この子はどういうふうになるんだろう、お金の要するに管理もできない、そういったときにどうしたらいいかということで弁護士さんを紹介させていただいて、いろいろお話をしました。

一つの施設の中でも、例えば後見人になってるんですが、その方には小遣いを5,000円しか渡してない。後の障害年金とかの使い道がはっきりしないという、そういうことでちょっとトラブルがありまして、相談が来た件もあります。私の同級生が、ある施設の施設長をしてたんですが、実は弁護士を紹介してくれと、なぜか、実は後見人をしてるんだけど、お金を使ってしまった。

これ、いろんな事例があると思うんですけども、管理できない人を管理するという、そういったときに管理をする人がどういう形でこのお金を認識するかというところが今後の大きな問題になるというふうに思っております。

その中で、まず和泉市の流れですけれども、まず最初の質問は、社会福祉協議会の中で日常生活の自立相談、そういう事業があるんですが、まずこの概要と現在の現況についてお聞きしたいと思います。

以後の質問につきましては質問席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分で自分で金銭管理することに不安のある高齢者や障がい者の財産や権利を守るための支援として、医療費や日常の生活費の支払い、預貯金の管理を行う事業で、和泉市社会福祉協議会が大阪府社会福祉協議会からの委託事業として実施しております。

令和7年5月末時点での利用者は71名で、高齢者の増加に伴い、年々利用ニーズが高まってきております。申込みしてもなかなか利用できないことが課題となっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

それでは、成年後見制度の概要と、そういった場合の相談をどこにしたらいいかというのをお聞きしたいと思います。

○ 関戸繁樹議長 はい、福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守るため、援助者として成年後見人を選任し、本人の財産の管理や契約締結などを支援する制度です。この制度には、既に判断能力が十分でない方のための法定後見制度と、将来、判断能力が不十分となったときに備えるための任意後見制度がございます。

本市におきまして、この制度利用に関する相談は、対象者が高齢者の場合はお住まいの地域の地域包括支援センター、知的障がい、精神障がいのある方の場合、障がい者基幹相談支援センターで相談や支援を行っております。また、高齢介護室、障がい福祉課でも相談内容をお聞きし、支援機関や専門機関の御案内をさせていただいております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

成年後見制度、ある家族の方から、この制度を前向きには使いにくいと、そういうことをよく言われます。まず、この制度についての課題と、それと対策があればお聞きしたいと思います。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

成年後見制度利用の課題として、手続の煩雑さや後見人への報酬などの費用の問題、そして制度自体の周知が進んでいないことなどが挙げられます。

手続の煩雑さにつきましては、さきに答弁いたしました地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターで手続の支援を行っております。また、令和6年10月から制度の周知をさらに強化し、支援が必要な人を早期発見し対応を行う成年後見中核機関として、いずみ成年後見人サポートセンターを和泉市社会福祉協議会に委託し設置し、制度の利用促進を図っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

後見人による使い込みがあった場合は、どのような対応になるかお聞きしたいと思います。

○ 関戸繁樹議長 福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

後見人等による権利侵害に関する相談があった場合の対応といたしましては、市や各相談機関で内容を聴取した上で、速やかに家庭裁判所に連絡を行うなどの対応を行っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

最後、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

少し目線を変えまして、どういうことか言いますと、後見人をつけている人がおって、その方と友人になっている。そのときに、これなかなか自分が後見人をつけて、そして自分が今後の人生を送る、そのときにちょっと気になったことがあったんです。何かと言うと、言葉ではなかなかうまく伝えられないということがあるんです。お金の管理もできないしね。しかしながら、自分の人生これでいいんかというのを、そのニュアンスを言うたことがあるんですよ。ここが非常に心の中に残ってまして、行政が本来取り組むべきその部分であるのかなというふうにすごく感じたんです。

例えば、各部署で経費削減して10%削減したと、しかし、その10%削減したで終わらずに、あまり日の目を見てない、あまり政策に関わっていないようなものを、10%削減したけど5%はそういうところに使おうとか、そういうような、やっぱり私は生き生き和泉というのをすごく推進してきてますので、どんな人であっても、やっぱり自分の人生これでええんか

というようなニュアンスを持ってる人があったとしたら、それに対応するような、部署をつくる必要はないと思いますが、そういうような人がどこかの部署に1人存在してて、そういうように生き生きと生きれるような、そういうような和泉市の発信をできる場所があればなというふうに思います。

もし、自分が後見人がおって、私が1人、その1人になってるというふうに、もし自分が、皆さんが考えていただいたら、どういう気持ちになるかということを考えていただくことが必要かというふうに思っております。

質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号3番・小野林治三夫議員。

(3番・小野林治三夫議員登壇)

○ 3番 小野林治三夫議員 3番・市民未来の会、小野林治三夫です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、コミュニティ・スクールについてということでお尋ねいたします。

耳慣れない制度のように思われますが、同じ会派の大浦議員も、昨年の決算委員会で補助金に関連し、地元光明台地区で長きにわたって活動している地域教育協議会との違いが大変分かりにくく、同じではないのかとお聞きしてと思います。

大浦議員が言われた地域教育協議会は、2000年の教育改革国民会議の提案を受けて始められたのではないかと考えております。そして、普及を図るべく学校評議員制度なるものが和泉市でも今から20年以上前に設置されました。

当時の国府小学校校長から立ち上げに際しての相談を受けてこのことを知り、これから育つ地域の子どもたちのためになるならと地域の多くの方々の賛同を得、すぐに立ち上げることができました。それができましたのも、大阪府教育委員会が同じ2000年の教育改革国民会議の提案を受けて、すぐその年に地域教育協議会、いわゆるすこやかネットなる制度を立ち上げ、和泉市でも取り組んでいたからでございました。

このときの立ち上げに際しましても、大阪府教育委員会から大阪府地域コーディネーターの委嘱を議員になる前から受けていたものですから、和泉中学校区でも立ち上げることができました。

今現在も地域の町会の方々をはじめ教職員、保護者、祭り関係者等多くの方々からのお力をいただき、地域の宝である子どもたちのためにと皆さんが一致協力して日々活動してくだ

さっております。

学校評議員制度と地域教育協議会「すこやかネット」は、2000年の教育改革国民会議の提案を受け、こどもまんなか社会の実現という、こども家庭庁が立ち上がるずっと以前から、和泉市でも長きにわたり取り組んできたかと思っております。

そのような状況の中、平成時代に法律が改正されているにもかかわらず、コミュニティ・スクールが十分な説明がなされずに、なぜ急に昨年度全中学校区に、また今年度全小学校区に導入しようとしているのでしょうか。令和2年度に先行して南松尾はつが野学園で導入されてはいますが、このコミュニティ・スクールとはどういうものなのかをまずお尋ねいたします。

なお、この後は質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁、教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことを言います。法的には、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会における学校運営協議会の設置が努力義務であると明記されました。学校運営協議会の機能、権限としましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができることの3つが規定されております。

学校運営協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者などが参画いただくことで、社会総がかりでの対応を可能とし、地域の力を学校運営に導入することで学校運営の活性化を図ることや、外部講師やボランティアへの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築することを実現可能にする仕組みの一つがコミュニティ・スクールです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございました。学校運営協議会を設置するよう国が地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正したのが平成29年、2017年であります。新しい南松尾はつが野学園は、これからコミュニティが形成していくはつが野地域と長い歴史のある南松尾地域が共に手を取り合っていかなければなりません。そういう意味からしても、コミュニティ・スクールが導入された目的は理解いたします。

それでは、他の学校への導入経過はどのようなになっているか教えてください。

○ 関戸繁樹議長 はい、教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

本市におきましては、令和2年度に全ての学校に先駆け、南松尾はつが野学園で学校運営協議会を発足させました。その後、令和6年度に槇尾中学校区、富秋中学校区を含む全中学校に学校運営協議会を設置し、令和7年度には全小学校に設置することで、市内全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。令和2年度に南松尾はつが野学園にコミュニティ・スクールを導入してから、次の市内全中学校に導入するまでに4年かかっているということになります。なぜ昨年度、急に全ての中学校に導入されたのか、その理由をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和6年度における全ての中学校でのコミュニティ・スクール導入までの動きでございますが、令和2年度における南松尾はつが野学園でのコミュニティ・スクール導入後、令和4年度には槇尾中学校区にてコミュニティ・スクールの準備組織となる研究推進委員会を立ち上げ、翌令和5年度には富秋中学校校区と残る7中学校で研究推進委員会を立ち上げ、段階的にコミュニティ・スクール導入の準備を進めてきた上で、令和6年度の中学校区での本格導入に対応した次第です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。研究推進委員会なるものは、立ち上がったから一斉に導入されたんですか。それとも、十分に話し合いができて、理解いただいたから進めたんですか。このことについては後ほどいたしますが、冒頭申し上げたとおり、和泉市の学校では、学校評議員制度なるものが20年以上前に設置されております。私も立ち上げから関わり、学校評議員として子どもたちの健やかな成長を願い、地域の立場から学校運営に意見を述べてきました。この学校評議員制度は、先ほどの答弁では、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により学校運営協議会、すなわちコミュニテ

ィ・スクールを設置する努力義務となったということでございます。委嘱される委員さんは、ほぼ同じような方々ではないのかなと思っております。学校評議員と学校運営協議会の違いをもう少し分かりやすくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

これまでの学校評議員は、地域の声を学校の教育活動や運営に反映させることを目的に、校長の求めに応じて学校運営を改善する観点から意見を述べていただいていたものです。これはあくまで御意見であり、学校運営の基本方針は校長のみに決定権がありました。一方、学校運営協議会は法的な合議体として学校運営に参画する仕組みとなっており、より法的な権限を持ちながら、具体的な学校運営方針の承認や意見提供を行う点で、より深く関わる制度とされております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。私は、小学校区では国府小学校で学校評議員を立ち上げから昨年まで委嘱を受け、また、中学校区では和泉中学校で地域コーディネーターとして地域教育協議会をこれまた立ち上げから現在まで、地域で子どもたちを育む活動を四半世紀にわたって取り組んでまいっております。地域教育協議会、いわゆるすこやかネットは、教育を縁に地域子ども同士、子どもと大人、大人同士が交流することにより、顔と名前の一致する人間関係を育む中で、ゼロ歳から15歳の子どもの連続した成長を見据えた取組を進めるために、平成12年、2000年から大阪府が主導となり、各中学校区に設置されたものだと思っております。

私は、これまで地域教育協議会が担ってきた役割は、和泉市がコミュニティ・スクールを通じて実施しようとしている内容と重なっている部分が多いかと感じております。この点についてはいかが思われますか。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

まず、学校運営協議会そのものは何か具体的な活動を行う団体ではなく、学校による教育課程内での取組や、地域の子どもに対して学校の教育課程以外でどのような経験をさせてあげたいかなどを共有し、地域の子どもたちの育みに係る目標・ビジョンを共有することが大きな役割です。

一方、地域教育協議会を含む各種地域団体は、学校運営協議会を通じ学校に協力できる内容等を協議し、具体的には、イベントや見守り活動等を主体的に実施いただくものと認識しております。このことから、学校運営協議会、地域教育協議会は、どちらも地域の子どもたちを社会総がかりで育てるという目的は同じであるものの、具体の活動方針等を共有する団体と、具体のイベント等を実施する団体というところで役割が異なるものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。地域コミュニティのつながりが薄い地域においては、コミュニティ・スクールを導入することは、子どもたちのためにも直ちにしていいただければできるかと思います。

だけど、これまで地域教育協議会として活発に取り組んでいる校区であれば、同じような組織が2つあることになる。教員の働き方改革が強く言われておられる中、コミュニティ・スクールを昨年度導入した和泉中学校では、校長をはじめ先生と十分に話し合うこともなく、地域教育協議会では、子どもたちのために育んできた土曜日、日曜日、夜間のパトロールなど、長年の行事が中止とされました。

コミュニティ・スクールでは、その委員は校長に選ぶ権利があり、選ばれた委員はまた校長の作成する学校運営の方針を承認するようであります。和泉市では、校長、教頭、また教員も3分の2は市外からの通勤と聞いております。また和泉市の学校に配属されても、転校がついて回ります。そのような状況の中で、和泉市の各地域のことがどこまで掌握できるのでしょうか。

上田指導監には最後の質問にいたしますが、教育委員会のそこらあたりのお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

今年度、全ての学校で導入いたしました学校運営協議会と、廃止しました学校評議員制度との違いや、学校運営協議会と地域教育協議会の違いなどについては、参加いただいている保護者、地域団体の方に十分浸透できているとは言い難く、取組を進めながら理解を深める必要があると認識しているところです。

このことについては、本格実施に先立ち、取組進めた学校運営協議会研究推進委員会に関して、地域教育協議会への丁寧な説明ができていなかったことや、コミュニティ・スクール

の制度自体を丁寧に分かりやすく説明し切れていなかった部分もあったことは、否めないと考えております。

コミュニティ・スクールの本格運用につきましては、その理解、意義の浸透には時間を要するものと認識しており、今後は、今年度より本格実施した小学校でのコミュニティ・スクールも含め、好事例を集めながら、よりよいものを構築できるよう取組を進める必要がございます。

このことから、今年度の総合教育会議ではコミュニティ・スクールをテーマとし、どのような取組が今後のコミュニティ・スクールの充実につながるのか意見交換されているところでもございます。

加えて、教員の働き方改革についても今後さらに検討していく必要がある課題であり、学校の教育課程内の活動については、学校教員が中心となって取り組むものではありますが、地域教育協議会などの教育課程外の活動への教員の関わりについては、地域の実情、特色、その活動内容に応じた関わり方を、学校運営協議会を通して議論を行いながら整理していきたいと考えます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。コミュニティ・スクールを十分な説明がなされずに全中学校区に、また、今年度全小学校区に導入したことは認めていただきましたとはいえ、この時期にちょうど合わせたかのように、教育長が大槻さんに替わられておられます。大槻教育長のお考えをお聞かせいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 はい、教育長。

○ 大槻亮志教育長 教育長、大槻です。

和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の前文には、かけがえのない和泉市の宝である子どもたちを育むためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であると明記をされております。

まずは学校と保護者、地域が育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを共有し、役割を整理する場として学校運営協議会を全校に設置し、コミュニティ・スクールとしたものです。

コミュニティ・スクールが全校実施となりましたが、地域教育協議会の果たしていただく

役割は、これまでもこれからも変わらず、子どもたちを育む行事や取組の実施主体として、極めて重要であると認識をしております。今後も和泉市の子どもたちに社会と連携協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育を推進するべく、地域教育協議会の御協力をいただき、共に取り組んでまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小野林議員。

○ 3番 小野林治三夫議員 ありがとうございます。

最後に、意見を申し上げて、今回のコミュニティ・スクールについての質問を終わらせていただきますが、コミュニティ・スクールを導入せよとの教育委員会の指示を受けた校長が、地域教育協議会で長年にわたり地域の子どもたちのために育んできた大切な多くの活動に対して、働き方改革のためにもなるかと中止にしました。地域の多くの方々から、なぜ中止になったんという声が昨年度より多く耳に届きます。この中には、やはり、もう先生外してやろうよ、いいことやねんから、こういう温かい言葉で先生の働き方改革も認めていこうよと、こういう温かい地域です。

また、その先生の中には、こういう地域のことを分かっておりながら、もし自分の出世のため、また退職した後の自分の進路のため、教育委員会の足かせ手かせになってもし動いておられるような方がその中におられるのでしたら、言語道断でございます。

教育委員会の答弁の中にありました。総合教育会議の中でこれから意見交換をお願いしているとのことですが、このようなことが起こる前に、本来なら議論を重ねて導入すべきではなかったのでしょうか。

辻市長は、敵なし、無投票で5期目を無事当選され、今回が初めての定例会です。私は、子どもは国の宝と議員当初から言っておりますが、いつからか辻市長も子どもは和泉市の宝とおっしゃっておられます。私は、辻市長がコミュニティ・スクールの問題点に気づかれたのかなと思っております。今年度4回ある総合教育会議のうち3回もコミュニティ・スクールを議題に取り上げていただいております。

私は、こどもまんなか社会の実現に向け、また、和泉市輝く子どもを育む教育のまちをめざすべく、総合教育の会議の中で辻市長のお考えに期待をいたしております。それとともに、また今日の要望を最後に申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

- 関戸繁樹議長 会議の途中ですが、ここでお昼のため午後１時まで休憩いたします。

(午前11時49分休憩)

○

(午後１時00分再開)

- 関戸繁樹議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、議席番号16番・岡田 勉議員。

(16番・岡田 勉議員登壇)

- 16番 岡田 勉議員 議席番号16番・大阪維新の会、岡田 勉です。通告に従い、一般質問させていただきます。

私からは１点、墓じまい後の遺骨の納骨についての質問でございます。

私の地元伯太町で、墓じまい後の遺骨の納骨先に困っています。町内の三昧墓地にほかの方の遺骨と一緒に納骨する１つの大きなお墓、いわゆる合葬墓がなく、昔は阪和線のこの辺りは天王寺にある一心寺に納骨することが多かったのですが、令和３年より焼骨つぼしか納骨できなくなり、墓じまい後の改葬納骨もできなくなりました。時代の流れで墓じまいが増え、その費用とともに残された遺骨の納める先も問題になっております。

それでは、市設の和泉墓地、信太山墓地について、近年の墓じまいの数と新規使用数をお聞かせください。

なお、これ以降の質問は質問席で行わせていただきます。御答弁、何とぞよろしくお願いいたします。

- 関戸繁樹議長 はい、答弁。市民生活部長。

- 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

墓地を更地にして返還された数と新規使用数については、令和４年度から令和６年度までの３年間の合計で、和泉墓地では返還数は35区画、新規使用数は11区画となっております。

また、信太山墓地では返還数は６区画、新規使用数13区画となっております。

以上です。

- 関戸繁樹議長 はい、岡田議員。

- 16番 岡田 勉議員 和泉墓地については、墓じまいは進んでいるようですね。では、この和泉墓地に墓じまいの後の遺骨を納骨できる合葬墓の土地を確保することは可能でしょうか。

- 関戸繁樹議長 市民生活部長。

- **立花達也市民生活部長** 市民生活部長の立花です。

和泉墓地は1,258区画ありますが、返還される区画が墓域の中でまばらであることから、一定のまとまった区画としての空きはなく、合葬墓を建立する土地の確保は困難な状況です。以上です。

- **関戸繁樹議長** はい、岡田議員。

- **16番 岡田 勉議員** ありがとうございます。和泉墓地での合葬墓の建立は困難であることが分かりました。

実際、民間や寺院が合葬も含む墓地を新設する場合、物すごく難しいんです。その条件を教えてください。

- **関戸繁樹議長** 答弁、挙手願います。
環境産業部長。

- **山崎光一環境産業部長** 環境産業部長の山崎です。

初めに、墓地の経営につきましては、墓地、埋葬等に関する法律において、「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されており、大阪府からの事務移譲により、現在、本市がその事務を担っております。

また、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の観点から経営等が支障なく行えることを目的に、和泉市墓地、埋葬等に関する条例において、墓地等の経営主体を原則、地方公共団体、宗教法人法に規定する法人であり、市内に主たる事務所または従たる事務所を有する者、墓地等の経営を目的とする公益社団法人または公益財団法人であり、市内にその主たる事務所または従たる事務所を有する者と定めており、併せて同条例において墓地の設置基準等についても定めています。

具体的に設置場所の一例で申し上げますと、例えば、墓地及び火葬場は、原則として住宅及び病院、児童福祉法に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であり、規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れてなければならないとなっております。また、墓地等の土地につきましては、原則、地方公共団体を除き、当該墓地等の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならないと規定されております。その他、墓地等の設置予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し説明会を開催することや、構造設備の基準等についても様々な条件がございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 そうですね。地元伯太町に造るとなると、現実的には不可能に近いですね。ちょっと調べてみたところ、本市でも各町の住民が管理する墓地によって事情は様々であります。町によっては、複数の遺骨を納骨しているお墓があるところもありますし、寺院の敷地内に合葬墓があるところもあります。各町の事情を把握することも大事です。墓じまいに当たり、遺骨をどうするかで困っている方も多いと思います。

ところで、身寄りがなく、引取り手のない火葬後の遺骨を和泉霊園で取り扱っていますが、その遺骨はどうされていますか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

行旅死亡人や生活保護受給者で身寄りのない人が死亡した場合、市が火葬を行い、遺族が判明する可能性に備え一定期間保管した後、最終的に残骨灰として処理しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 では、仮の話として、御遺族が納得の上で和泉霊園に墓じまい後の遺骨をお預かりいただくことは可能でしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

火葬の後、遺族が収骨した後の残りの焼骨は、残骨灰として和泉霊園の管理下に置かれますが、一旦遺族が収骨した焼骨は遺骨となります。遺骨の取扱いについては、墓地、埋葬等に関する法律の規定の下、遺骨は墓地に埋葬する、または納骨堂に収蔵しなければならないことから、墓じまい後の遺骨を残骨灰として和泉霊園で処理することはできません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 そうでございますか。そうなりますと、墓じまい後の遺骨をやはりどこかに納骨する必要がありますが、市として墓じまい後の遺骨を納骨するための合葬墓を建立するお考えはありますでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

合葬墓につきましては、他市事例を確認したところ、設計、建設に係る数千万円単位の初

期経費に加え、長年にわたる管理経費が必要となります。一方、民間においては、住民が管理する既存の墓地で合葬墓の建立がされているところがあり、現に信太山墓地の隣接地においても、合葬墓を建立する計画が進んでいる状況でございます。市としましては、こうした民間墓地の動向を注視しながら、今後見込まれる需要を踏まえ、引き続き研究してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 岡田議員。

○ 16番 岡田 勉議員 現状なかなか厳しいようでございます。大阪市や堺市には、民間経営の大型墓地には合葬墓が結構あるのですが、和泉市では泉北霊園などを含め、一つもありません。本市の市設墓地でもすぐに建立予定がないということでございます。散骨や送骨供養も増えてきていますが、地方ではなかなか選ばれておりません。少子高齢化と核家族化がますます進んでいく中で、仏事も簡略化されていく時代にあります。墓じまいは今後も必ず増えていきます。

先ほども触れましたが、本市では町によって事情が異なっております。既に住民が管理する合葬墓がある町もあれば、寺院が管理する合葬墓が充実している町もあります。しかし、町をまたいで納骨に抵抗のある方も多いのも事実です。町ごとの対策が必要であります。まずは、市内各町の状況を確認しつつ、住民や町会からの相談があれば丁寧な対応をお願いしたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号8番・早乙女 実議員。

(8番・早乙女 実議員登壇)

○ 8番 早乙女 実議員 8番、日本共産党の早乙女です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、市民からの相談についてと題しまして、具体的には、いぶき野小学校給食の黙食についてと、市の講座・行事などへのインターネット申込みについての2件であります。

まず、いぶき野小学校給食の黙食についてお聞きをします。

市民の方から相談事項をメールでいただきました。既に一定の御回答もいただいておりますが、改めて一般質問をさせていただきます。

いぶき野小学校に子どもさんが通学されている親御さんからのメールであります。少し長

いですが、紹介をいたします。

私には、いぶき野小学校の3年生の息子がいます。その息子の意見です。いぶき野小学校では、いまだに給食の時間に一人一人が前を向いて、おしゃべりをせずに給食を食べているそうです。食事中に少しでもしゃべったり笑ったりすると、先生に注意されるそうです。恐らく、コロナ時代の名残がそのまま継続されているものと考えられます。昔は、給食になれば机を向かい合わせにして、楽しくおしゃべりをしながら給食を楽しんだものですが、いぶき野小学校ではいまだにそれができていません。異常な光景だとお感じになりませんか。コロナの国としての政策は終了し、感染症の位置づけも5類に分類されたにもかかわらず、いまだにこのような意味のないことを子どもたちに強制しているんです。そのくせ大人は、居酒屋でわいわいおしゃべりをしながらお酒を飲んでいるんですよ。日頃、子どもたちは休憩時間に体を触れ合ったり、唾を飛ばし合ったりじゃれ合いながら遊んでいるわけです。また、そのように遊ぶことが、子どもたちにとってもとても重要でかつ必要であり、大切なコミュニケーションだと思います。それが給食の時間だけおしゃべりをせずに、澄まし顔で御飯を食べることに何の意味があるのか、全く無駄なことをしていると言わざるを得ません。

この後も意見が続きますが、取りあえずここまでといたします。このメールの内容を踏まえ、質問をいたします。

最初に、いぶき野小学校における給食の黙食の実態はどうなっているのでしょうか、お答えください。

以下の質問は、質問席からさせていただきます。よろしく御答弁お願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

まず、給食の際に机を向かい合わせにするなどの座席配置に関しましては、全校一律に机を向かい合わせにするものではなく、各学校、学級ごとに対応がなされていると認識しております。御指摘のいぶき野小学校においても、コロナの前から机を向かい合わせにせずに給食を食べていた学級もあったと聞いております。

次に、いぶき野小学校での給食時における黙食の実施につきましては、学校に確認したところ、3月までは全ての学級で黙って食べる黙食を実施しておりましたが、今年度の4月からは、給食時は話すことを禁止するのではなく、楽しく食べるよう方針を変更しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。

相談いただいた市民の方からの御意見にもあるように、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけは、2類相当から5類に移行したにもかかわらず、いぶき野小学校ではこのような対応を続けてきたという、そういうことになります。

そこで、3月までは黙食だったけど、4月からは禁止することなく、楽しく食べる方針へ変更したとおっしゃっているんですが、教育委員会としての黙食の方針はどのようになっているのかお答えください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

新型コロナウイルスの感染症対策として実施していた給食時における黙食の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行する以前になりますが、令和4年12月6日付での文部科学省の依頼を受け、給食中は会話を控えるとしていたものを、今後は大声での会話を控えると変更し、黙食とする必要はないことを発信しており、教育委員会としては給食の時間は、子どもたちが友達や先生と和やかに楽しく会食する時間であり、食事のマナーや地域の食文化について学ぶ、学校生活において大切な時間の一つであると認識しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。今、御答弁にあったように、令和4年12月6日付の文部科学省の通達というかそれがあって、給食中は会話を控えるとしていたものを、今後は大声での会話を控えると変更し、黙食とする必要はないことを発信していると、こういう御答弁だったと思います。

教育委員会としての方針がそれだけ早く変更になっていたのであれば、逆に、このいぶき野小学校での対応は大変遅かったんじゃないかなと思ってます。加えて、いぶき野小学校では、この4月から黙食の方針を変更したという最初の2問目の答弁なんですが、このメールをもらったのは6月3日なんです。この親御さんが私のところへメールをくださったのは6月3日ですから、方針が徹底されてないような、そういう感じにずれがあります。

再度、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

黙食が必要ないことについては、その周知を行いました。黙食を禁止するものではなく、児童・生徒や保護者の不安等も含め、状況に応じて各学校で判断すべきものと認識しております。しかしながら理由なく、食事中に少しでもしゃべったり笑ったりすると、先生に注意されるような状況が確認されることがあれば、学校へ指導の上、改善する必要があるものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。答弁では、理由なく、食事中に少しでもしゃべったり笑ったりすると、先生に注意されるような状況が確認されることがあれば、学校への指導の上、改善する必要があるという、こういう認識だという答弁でした。

確かに、この親御さんはもうちょっと自由にしゃべらしてほしいという要望なんですけど、逆に、いまだにやっぱり感染がゼロではないんだから、黙って静かに食べるほうがいいんじゃないかという、こんな意見をお持ちの親御さんもいるかなという気はします。ただ、今回こういうメールをいただきましたので、市のほうの考え方をちょっと確認しようということでお聞かせをいただきました。

このメールをいただいた方、駅で私、ニュースを配ってるときにお会いしますので、そのときおっしゃってたのは、メールの返事を出しましたので、そしたらメールの返事ありがとうございましたと、よく分かりましたということで、ただ、先ほど言ったように6月3日のメールですので、逆に対応が遅いということで、息子さんの担任と話し合っ、このあたりでの対応の改善を求めたいということで話をしたいということを私のほうへ、今度は直接駅でお会いしたときにそういうことをおっしゃってましたので、多分、この方はそういうふうにされると思いますので、学校現場にあまり介入というか、議会のほうからどうこう言うのは筋じゃないとは思いますが、そういう対応が親御さんのほうからあれば、よろしく対応していただくようお願いして、1問目の質問は終わらせていただきます。

次に、2問目の市の講座・行事などへのインターネットの申込みについてお聞かせをいただきたいと思います。

これも長々とした文書をいただきまして、具体的には市の講座・行事というのは、まなびのプラザ緑化センターでの講座申込みについてでありました。講座を申込みに行ったけれども、ネットでの申込みしか受け付けてもらえなかったという、こういう話であります。さらに併せて、この方は直接私のところへ家まで来られて、先に電話をくださって御相談があり

ますということで直接訪ねてこられて、文書を作りましたのでお渡ししますということで文書をいただきました。これも少し長いんですが、紹介させていただきます。

和泉市の講座申込方法には、大きな瑕疵があります。問題点は、講座申込方法がインターネット限定になっており、ほかに申込みができないことです。高齢者、パソコン未所有者、操作不可能者を切り捨てる和泉市の応募方法を根本的に改善、見直しが必要です。和泉市本庁の担当する若い職員は、何でもかんでもインターネットシステムを単純に採用する傾向があまりにも強過ぎるようです。また、これを承認する40代の若い管理職まで、市民の人口構成、高齢者比率、パソコン未使用に近い世帯比率など、慎重なデータ収集、分析などが欠落をしています。どこまで調査したのか疑問で、その責任は重大です。

75歳以上の市民はパソコン、インターネットを使えない人が大半ではないでしょうか。また、パソコン自体も所有していない高齢者が大半です。実際の使用方法に慣れず、途中でお手上げになる方が大半です。インターネットシステムはあくまでサブ的にして、年齢の幅の広い市民対象時はアナログ的手法を採用すべきと考えています。例えば、往復はがきで抽せんなどです。

この方の意見というのは、少し極端な意見かもしれませんが。ただ、共感できる点もあります。しかも、先ほどのまなびのプラザ緑化センターでの申込みについては直接来られて、具体的に説明をされていました。つまり、直接窓口に行っても、スマートフォンの操作を教えられて、そこであくまでスマートフォンで入力をさせられたというわけです。つまり、直接面と向かって面会というか申込みに行ってるにもかかわらず、スマホを持ってたら出させて、その操作方法を教えてその場で入力させるという、そこまでやったという、あくまでネットにこだわる申込みをさせたということです。

そこでお聞きをいたします。まず、市の講座・行事などの申込みについて、インターネットに限っているケースはどれぐらいあるのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○ 関戸繁樹議長 答弁。市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

市や指定管理者が募集している講座などについて、最近の3か月の間に広報いずみに掲載した案件でお答えしますと、講座等の募集件数が全体で約130件で、そのうちインターネットを用いた申込方法だけを案内しているものは23件で約18%でした。なお、これらの案件においても問合せをいただいた場合には、インターネット以外の方法での参加受付にも応じる方針であることを確認しています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。問合せをいただいた場合は、インターネット以外の方法でも参加受付に応じるという方針であることを確認したということですが、現実には先ほども言ったように、スマートフォンでその場で入力させられたという、そういう事例もあるわけで、それはそれで置いときますけども、約18%ということで、インターネットに限ってるのは結構多いなという印象です。

そこで、再度お聞きをします。インターネットに申込みを限っている理由というのはどういふところにあるんでしょうか、お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

市民の利便性向上及び職員の事務効率化の観点から、行政手続におけるオンライン化を進めているところであり、市民にとっては24時間どこでも申込みができること、職員にとっては管理業務を効率化できるメリットがあります。利用対象者の年齢層も考慮の上にはなりますが、これらのメリットを生かす上でインターネットによる申込みに限定してる場合があります。また、先着順の講座などは申込方法が複数にならないように、申込方法を限定する場合もあります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。よく分かる答弁ですけどね。市民にとっては24時間どこでも申込みができること、職員にとっては管理業務を効率化できる、こういうメリットは確かにあると思います。また、先着順での講座などは、申込方法が複雑にならないように申込方法を限定する場合もある。はがきだったら配達日が重なって、あと数人で終わりというときに10通以上来ちゃったら、誰を優先させるかというのが悩ましいということで、そういったところのデメリットはなくなるという、そういう御回答だったと思います。

本当に市民にとっては24時間どこでも申込みができて、職員にとっては管理業務を効率化できるという、先ほど言ったように先着順もうまくいくという、その辺のことはよく分かるんですが、そういった理由でインターネットによる対応に切り替えていったというのは、事情もあるということとは分かりました。

しかし、一方でこの方がおっしゃるように、高齢者などが困るということも考えられるわ

けで、インターネットに限った場合でも、直接窓口に来られたときは紙ベースでの受付をや
っぱりやるべきじゃないかと思うんですが、直接窓口に来られた場合、紙ベースでの受付は
可能かどうか、この辺のお考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

議員がお示しいただいた今回の案件では、紙媒体では受け付けないという状況がありまし
たが、今後は柔軟に対応する方針としています。制度内容や受付体制の状況によっては難し
い場合も想定されますが、可能な限り柔軟な対応に努めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。インターネットに限った申込みでの場合
でも、柔軟に対応していきたいという、そういうことを回答いただきました。しかし、イン
ターネットをメインとした対応が増えていっている中で、幅広い年齢層への対応が難しいの
は事実だと思います。

最後にもう一度、ラストに見解をお聞かせ願いたいのは、インターネットシステムはあく
までサブ的にして、年齢幅の広い市民を対象とする場合、この方がおっしゃってるように、
アナログ的手法も採用すべきじゃないかという、私もそう思いますし、このあたりの見解を
お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

基本的な方針としては、オンライン化を進めていくべきと考えていますが、高齢者向けの
講座などについては、窓口、電話、ファクスなど従来の申込方法とする例もあり、年齢層に
配慮しながらインターネットによる申込みを採用するかを決定していきたいと考えています。

また、市では、スマートフォンなどの利用に不慣れな方を対象に、操作方法や申請の利用
方法などの講習会も実施しているところですが、スマートフォンなどをお持ちでない場合も
考えられることから、状況に応じた対応ができるように努めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 早乙女議員。

○ 8番 早乙女 実議員 ありがとうございます。

どちらか一方というのは、やはり決めるのは難しいかなと思います。ネットとアナログ両

方の対応がやはり必要じゃないかなと思ってます。やむなくネット受付だけという形になった場合の窓口対応は、先ほどの答弁にあったように、紙ベースも可能とすることをやってるということもおっしゃってますので、このあたりは紙ベースの可能性も残していただきたいと思います。それは、この方もおっしゃってるとおりだと思います。

以上、今回は2つの市民の皆さんからの御意見を直接お聞かせをさせていただきました。

1つの案件で、特にインターネットについては両方の見解があるかと思います。なかなか単純ではないということも申し述べて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号22番・小林昌子議員。

(22番・小林昌子議員登壇)

○ 22番 小林昌子議員 小林昌子です。一般質問を行います。

今回の質問項目は2点で、1、大型産廃焼却炉について、2、人工芝についてです。

では、焼却炉についてお聞きいたします。

知人から、1枚のチラシを頂きました。そこには次のような内容が記載されていました。和泉市及び忠岡町と岸和田市との境界において計画中のストーカ式産廃焼却炉、日量220トンは、和泉エネルギープラザで稼働中のガス化改質焼却炉、日量95トンと比べて、ダイオキシンの濃度が10倍、その排出量は40倍にもなります。猛毒ダイオキシンによる健康被害には、発がん、生殖・発育への障がい、免疫系への障がい、脳神経への障がいなどがあるのです。泉州北部の市民は、このような炉を安易に求めることはできません。計画中止、あるいは環境を悪化させない焼却炉を求めています。地域の未来のために、乳幼児から高齢者を猛毒ダイオキシンから守りましょうと記載されていました。

請願事項は2項あり、1点目は、産廃焼却事業を行う大栄環境株式会社には、発生するダイオキシン濃度を岸貝クリーンセンターと同程度の極低濃度焼却炉に変更し、かつ地上大気汚染濃度を下げるため、煙突の高さを50メートルから100メートルに高くすることを強く求める。2、泉州北部の各自治体は事業者の大栄環境株式会社に対して、上記1の遵守を求めるとともに、現状より環境を悪化させないように指導することと請願の趣旨に記載されていました。

そこでお聞きいたします。現在進められている整備事業の概要についてお聞きいたします。

この後の質問は、質問席から行います。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

本事業は、民間企業である大栄環境株式会社が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大阪府環境影響評価条例に基づきまして、大阪府知事の認可を得て実施するもので、これまで稼働しておりましたガス化改質炉、いわゆる熔融炉1炉を老朽化に伴いストーカ方式の焼却炉1炉に建て替える計画でございます。

新たに計画している焼却炉の処理能力は1日当たり220トンで、焼却する廃棄物の種類は燃え殻、汚泥、廃油など普通産業廃棄物15品目及び廃アルカリなどの特別管理産業廃棄物5品目となっております。

なお、環境面に関して申し上げますと、市が許可や不許可とする権限を有するものではなく、環境に係る関係法令の手續につきましては、事務の権限を有する大阪府知事から事業者に対し、環境の保全について適正な事業実施がなされるよう適宜、助言や指導がされております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 計画されています炉の燃焼温度は何度ですか。また、これまでの熔融炉の温度も併せてお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境影響評価に係る評価書によりますと、計画されている焼却炉の燃焼の温度は850度以上となっております。また、旧炉の燃焼温度は1,200度以上と記載されております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

それでは、次にこの焼却炉建て替えについて、大まかな手續及び現在の進捗状況を環境面と、これは一定市も許可権限を有していると認識していますが、立地面のそれぞれからお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境面における大まかな手續及び現在の進捗状況といたしましては、環境影響評価につい

て、どのような方法で調査、予測、評価していくのかを示した方法書の作成及び大阪府の審査、次に環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価を行った結果や環境保全措置を取りまとめた準備書の作成及び大阪府の審査、その後、事業者による説明会や大阪府による意見聴取の場である公聴会の開催を経まして、市民の意見や市及び府の意見、さらに事業者の見解等を加えて取りまとめられた評価書の作成及び大阪府の審査となっておりまして、これらはいずれも既に終了しております。

また、これら環境影響評価の一連の審査に加えまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の許可につきましても審査が行われ、令和7年3月21日に大阪府知事の認可が下りております。

次の段階といたしましては、予測評価の結果や環境保全対策の妥当性を検証するため、工事中及び供用後の環境影響等を調査するに当たっての計画書である事後調査計画書を現在作成中であると事業者から伺っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

その他の市が許可権限を有している手続として、今回の産業廃棄物処理施設の建築に当たって必要となる施設の敷地の位置について、立地面から審査を行う建築基準法第51条ただし書の規定による許可なども、大阪府都市計画審議会の議を経るなど必要な手続を行い、既に許可したものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。現在の進捗状況について教えていただきました。各手順に基づき、建て替えに向けた手続が進められたと認識いたしました。

それでは、今回の焼却炉建て替えを行うことで環境に対する影響はどうか、心配されている市民の方も多くいらっしゃると思いますので、その見解をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境影響評価の調査項目といたしましては、大気質、水質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染、景観、廃棄物、地球環境、気候変動適応等の項目がございまして、事業者はそれぞれの項目について調査、予測、評価を実施しております。

また、調査結果等を取りまとめた評価書には、本事業の実施が事業計画地周辺の環境に影響すると考えられる項目について、調査、予測、評価を行った結果、環境保全措置を確実に実施することで環境に著しく影響することはないと考えられるが、その一部に効果の不確実性があることから事後調査を実施する。なお、事後調査の結果、対象事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議の上、適切な対応等を検討、実施すると結論づけられております。

なお、大阪府の審査においては、学識経験者で構成される大阪府環境影響評価審査会で審議されており、市といたしましては、環境への影響については最大限考慮されているものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御答弁の中に、その一部に効果の不確実性があることから、事後調査を実施する。なお、事後調査の結果、対象事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議の上、適切な対策等を検討、実施するとのことですが、事後の調査結果についてお聞きいたします。すみません、ちょっと言葉が漏れました。もう一度繰り返しになりますが、適切な対策を検討する、実施するとのことですが、一部に効果の不確実性があつたのはどのようなことなのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

不確実性とはどういうことかという御質問かと存じますので、それに対しましてお答え申し上げます。

環境影響評価は、事業活動が環境に与える影響を事前に調査、予測、評価し、環境保全のための対策を講じる制度です。しかしながら、予測には不確実性が伴うため、事後調査によってその不確実性を補完し、環境影響をより正確に把握することが重要となってまいります。そのため大阪府では、環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の中で、事業の種類、規模、環境影響の程度並びに地域の環境の状況、予測の精度及び環境保全対策の実効性を勘案し、予測した項目の中から事後調査の実施が必要と判断される項目がある場合は、それを選定するものとするとしておりまして、なお、本件の場合は大気質や水質、騒音、振動など9項目について選定されております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 それでは、次に健康被害に関わる物質としてよく名前が上がるダイオキシンについてお聞きいたします。

私のところに寄せられている情報では、今回の焼却炉建て替えによって、ダイオキシンの発生が大幅に増えるのではないかとということを耳にします。その値は幾らで、以前の炉の何倍になるかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

事業者から提出されております環境影響評価に係る評価書によりますと、ダイオキシン類の影響に関しましても、今回採用するストーカ方式による新しい焼却炉は、法に定められた排ガス基準や焼却炉の構造基準を十分に満足するものであり、環境影響予測においても環境濃度は低濃度で、環境基準等の達成と維持に支障を及ぼさないものと評価しており、ダイオキシン類に対し十分な対策が講じられていると考えられると評価されております。

また、環境影響評価に係る評価書によりますと、新規焼却炉の排ガス中のダイオキシンの濃度は、酸素12%換算で0.1ナノグラム－TEQ／ノルマル立方メートル以下と計画されており、以前の熔融炉と比較しますと10倍となっておりますが、排出基準である0.1以下の基準を満たしているものであります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ダイオキシンだけを見れば以前の10倍になっているのに、排出基準を満たしているから市としてはオーケーというふうに受け取ってしまいました。排出基準を守るのは、事業者の最低限の責務です。以前は排出基準の10分の1の技術を持っていた企業であればこそ、そこは継続していただくように話し合うのが皆さんの仕事ではないかと私は考えます。市の見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

法に求められております基準は一定満たしておるのが、先ほどの答弁でございます。それ以上に関しましては、今後、市と事業者との間で協定書等を締結して、一定の基準を定めてまいりたいと考えております。今後、協議してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ただいまの御発言では、今後、事業者といろいろ話し合って決めるということですが、事業者は、以前は低い値での技術を持っているわけですよ。それをそれ以上に悪いほうに向かうというのは、やはり企業倫理、そしてまた、指導する和泉市としても、そこはおたくの高い技術をぜひ今度も使ってくださいというふうに話し合うのが皆さんの仕事じゃないんですか。事業者から出てくる最低限の基準を満たせばそれでオーケーだったら、皆さんのお仕事って本当に必要なのか、ロボットにさせたらいいんじゃないんですか。これからの未来の人たちのことを考えて、その技術を持っている事業者であればこそ、ここでの見本となるようにリードするように、ぜひおたくの技術力を今回も発揮してくださいという立場は、私は職員だと思いますけれど、見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

同じ繰り返しになりますけれども、今後、令和8年度をめどに本市と事業者において、環境保全協定書を締結する予定をしております。その中でダイオキシン類についても協定値を設定し、適切な施設管理を求めてまいります。

なお、具体的な数値につきましては、周辺の同様の焼却施設の数値を勘案し、事業者と協議してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ここではこれ以上お願いをすることはしませんけれども、ぜひ将来の和泉市民の皆さんの健康を考え、また、大栄環境株式会社という言わば大きな組織ですよ、もうそれこそ最先端を行っている技術を持っているところだと私は思います。だから、費用がかかったとしても、それはこれからのごみ行政、焼却の見本となるような手本を示していただくようにぜひ皆さんのお力添えをいただいて、そのような状況にしていきたいと思いますように強く要望いたします。

それでは、ダイオキシンの数値が高いと一般的にどのような懸念が生じるのか、健康問題や子どもたちへの心配はないのかお聞きいたします。また、その影響を受ける範囲はどのように考えているのかも併せてお答えください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境省が公開しておりますリーフレットによりますと、多量の暴露では発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されておりますが、人に対して同じような影響があるかどうかはよく分かっていませんと記載されております。

一方、このたびの環境影響評価に係る評価書によりますと、新規焼却炉の稼働後、ダイオキシン類の濃度について、全ての予測地点で人の健康の保護及び生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい環境基準を下回るとの予測結果が報告されておりますことから、健康の問題が生じる結果ではないものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 ダイオキシンだけではありませんが、操業を行っていく中で、いろいろの数値は和泉市にも報告があるのか、それとも大阪府への報告となるのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

大阪府のほうにも報告がございますが、和泉市のほうにはダイオキシンに関する数値の報告がございます。現在も和泉市のホームページに、ダイオキシンに関する報告があったものについては、ホームページへ掲載をしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

それでは、煙突についてお聞きいたします。

煙突の高さは何メートルの計画になっていますか。また、これは何か基準のようなものがあるのか、お聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

環境影響評価に係る評価書によりますと、煙突の高さは50メートルとなっております。また、焼却施設に係る煙突の高さについての基準等はありません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 全くの素人ですので、こんな質問をして笑われるかもしれませんがけれども、煙突の高さが高くなればなるほど、外に対する影響力というのは、素人考えですけれども、少なくなると私は思いますけれども、この考えは合っているのか間違っているのかお聞きいたします。

- 関戸繁樹議長 環境産業部長。

- 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

大変申し訳ございませんが、高さによる影響がどのようなになるかというのは把握しておりません。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 把握しておられない方にもうこれ以上お聞きすることは無理だと思いますので、私もこれから勉強してまいります。

それでは、次にまいります。今後、計画が進んでいく中で法の基準等を満たすのは当然ですが、企業努力というか、市民が安心できる暮らしを継続できるように、より一層企業としての維持管理努力や対策、工夫をしていく余地があるのか、これについて市が答えられる立場ではないかもしれませんが、可能な範囲でお示してください。

- 関戸繁樹議長 環境産業部長。

- 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

一連の手続の中で大阪府から本市へ意見照会がありまして、市からは生活環境上からの意見として、文書にて意見回答を述べております。概要を申し上げますと、施設の供用及び工事の実施における環境影響を回避または極力低減するため、適切な環境保全措置を講じることや、大気質については良好な性能の排ガス処理装置を採用するとともに、燃焼管理や排ガス処理装置等の維持管理を徹底するなど、大気環境保全に万全を期すこと、事業の実施に当たっては、周辺地域の生活環境に最大限配慮するとともに、問題や苦情が発生した場合には速やかに対応できる体制を整えること、事後調査の結果を分かりやすく市民に公表し、煙突排ガスの排出濃度について少なくとも供用開始後の数年間、維持管理状況を適切に把握できる頻度で測定することなどを意見しております。

今後につきましては、さきの意見が遵守されるよう引き続き大阪府と密に連携し、市域の環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御答弁の中で、事後調査の結果を分かりやすく市民に公表し、煙突排ガスの排出濃度についても少なくとも供用開始後の数年間、維持管理状況を適切に把握できる頻度で測定することということでございましたが、事後調査の結果を分かりやすく市民に公表しというのは、どのような手段で公表すると考えておられるのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

事業者及び大阪府のホームページ等において公表されるものと考えております。また、和泉市においては、ダイオキシンに関しまして公表してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。府のホームページを見れば分かるし、かつ和泉市でもダイオキシンについてはホームページを見れば分かるような状況にしていただけると理解いたしましたが、その理解でよろしいですか。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 今の答弁では、一連の手続の中で市から府に対して、事後調査の結果を分かりやすく市民に公表することを意見しているとのことでした。現時点でどのような形で広報を予定されているのか、お聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

繰り返しになって申し訳ございません。事業者及び大阪府のホームページ等において公表されるものと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 大阪府のホームページだけで、和泉市のホームページには特に考えておられないというふうに理解しましたが、その理解でいいんですか。それとも和泉市のホ

ームページにも、重要なことは上げていただけるんですか。

○ 関戸繁樹議長 はい、環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

ダイオキシンに関しましては和泉市への報告がございますので、和泉市のほうのホームページで報告をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。ダイオキシンだけかも分かりませんが、和泉市のホームページでも逐次報告をいただけると理解いたしました。

市も大阪府に対し、いろいろ意見を提出されていることは、ただいまの御答弁でも分かりました。さきの御答弁では、煙突排ガスの排出濃度について、少なくとも供用開始後の数年間、維持管理状況を適切に把握できる頻度で測定することと、市が大阪府に対し意見をしているとのことでしたが、私は、供用開始後数年間だけの測定では不十分だと考えております。施設が供用開始となった後も適切な数値であるかを把握するために、永続的に測定し続けていくということが必要だと考えます。なぜ数年間としているのか、市の見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

大阪府では、環境影響評価及び事後調査に関する技術指針を定めておりまして、その中で事後調査の期間につきましては、長期的に影響を把握する必要があると考えられる項目については、対象事業等に係る工事完了から5年までの間の適切な期間を設定するとしております。このことを踏まえまして、大阪府環境影響評価条例に基づく市の意見としましては、少なくとも供用開始後の数年間、維持管理状況を適切に把握できる頻度で測定することと意見したものでございます。

一方で、今回計画されている焼却炉につきましては、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガス濃度の測定が義務づけられている施設であることから、事業者においては施設を稼働する間は、毎年1回以上の測定を行うこととなります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 私は素人ですので、いろいろと分からないところがありますけれど

も、要するに和泉市のこの地で操業をしていただくんですから、周辺の人たちに公害ということで、健康あるいは環境をその企業が悪化させるような対応は避けなければならないと思っています。そしてまた、大栄環境株式会社という企業は非常に大きく成長をしている企業でもありますので、焼却のパイオニアとしてモデルとなるようないい焼却の状況をつくっていく立場にあると、私は思っております。

したがいまして、和泉市でも大栄環境株式会社さんの利益だけではなく、お互いに住民と企業がウィン・ウィンの関係になるように、さらに、大栄環境株式会社の焼却の技術が向上して、全く害のないというようなレベルまで引き上げていくのは行政と企業の努力、また、市民の理解も必要だと思いますけれども、このように理想論を申ししていると笑われるかもしれませんが、企業が、また自治体が、企業と共にごみの焼却という避けて通れない事業を市民の皆様に理解をしていただいて、長く円満に継続するためには、もちろん企業の努力も必要ですし、かつ皆さん方の指導も私は非常に大事だと思っております。基準に合格しているからオーケーではなく、さらにその基準をもっとレベルの高いものにできないのかというのを常に事業者と話し合っ、市民の皆さんから、いい企業に来ていただいたと喜んでいただけるような企業になるように、皆さんのこれからの御努力を期待いたしまして、この項の質問を終わります。

2点目は、人工芝についてでございます。

私はこれまで数回にわたり、人工芝について一般質問をしてまいりましたが、その理由は、人工芝が擦り切れてマイクロプラスチックとなり、それが自然環境や人体に影響を及ぼすことを報道等で知り、子どもたちが日常的に遊び、学ぶ空間に人工芝を使用することは憂慮すべきであると考えからです。

過去の御答弁において、槇尾学園、（仮称）富秋学園で導入する人工芝は、日射反射機能を備え、直射日光による温度上昇を抑え、熱中症になりにくく、万一体内に入っても害がないという含有試験が行われた製品とのことでしたが、その効能は何年続くのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

人工芝の耐用年数は、使用方法や使用頻度等にもよりますが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令には10年と示されております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。人工芝の耐用年数は10年と理解をいたしました。

そうしましたら、和泉市としてはこの10年が過ぎれば、人工芝を貼り替える予定が計画の中にあるのかお伺いいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

人工芝につきましては10年という目安があり、その頻度により、芝が折れたり抜けたりした芝が目立ってくると、やはり貼り替え、取替えというふうになるべきものと認識しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 いや、今の御答弁は納得できません。人工芝の最も懸念すべきは、人工芝から発するマイクロプラスチックですよ。見えない形で子どもたちの人体に入る可能性のあるマイクロプラスチックを10年という、これが耐用年数として認められているか分かりませんが、大まか10年ということが過ぎれば新品ではないので、マイクロプラスチックが子どもたちの体に入って、害があるとは言いきれないけれども、懸念する材料として認識しておられるのだったら、人工芝は最低でも10年に一度、新しいものに替えていくというのが、大事なお子さんを預かる教育委員会の責務ではないんですか、考えをお聞きます。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議員おっしゃっていただいとおり、10年という目安は必要やと考えてございます。その上で10年たたずとも、芝が抜けたり折れたりというところが目立つのであれば、10年たたずとも交換が必要やという認識でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 いや、私が申し上げているのは、見た目だけを言っているのではありません。本来は、人工芝でない本当の芝のほうが私は望ましいと思いますけれども、やはり学校側の管理の都合上もあるから、その代替として人工芝を採用するのはやむを得ないだろうと私自身は考えておりますけれども、その人工芝を期限である10年以上を、見た目にはいいかも分かりませんが、目に見えないマイクロプラスチックが飛ぶような状況で、

子どもたちのすぐ間近にあるというのは、教育行政として私は看過することはできません。
この場でマイクロプラスチックの害がないように、子どもたちには、人工芝を使う学校では必ず10年以内にその芝を、別に人工芝に替えなくても天然芝でも結構ですけれども、環境と子どもたちの健康を第一に貼り替えていただけるかと私は質問しておりますので、それについてお答えください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議員おっしゃっていただいているとおり、繰り返しになりますけれども、貼り替えについては10年以内に行うことを基本と考えてございまして、ただ、10年以内であっても磨耗が激しい場合においては、10年を待たずして取り替えるケースがあると認識してございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。ただいま御答弁いただいた内容を私なりに理解いたしますと、最長で10年、ただし人工芝の場合、10年たたなくても使用頻度等により替える時期が来たなと思ったら、教育委員会の判断で新しいものに替えていく、このように理解いたしました。その理解でよろしいですか。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。

本来は、人工芝を設置していただきたくありませんけれども、学校現場に普通の芝で、先生たちあるいは保護者の方にいろいろとお世話をかける、天然芝のよさは捨て難いですが、学校もいろいろ御事情がございましょうから、人工芝を使うことには反対しませんけれども、必ず10年以内に人工芝は貼り替えるとお約束をいただいたと認識いたしました。

次に、（仮称）北西部こども園については、人工芝を整備する予定はないとのことでしたが、その理由と方針が変わっていないのか確認いたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

令和9年4月に開園を予定する（仮称）北西部こども園におきましては、園庭の一部に天然芝の整備を計画しているところで、人工芝についてはそのメリットを生かすような場所がないことから、人工芝を整備する予定はなく、その方針は変わっておりません。

なお、槇尾学園、（仮称）富秋学園とも天然芝の整備を行いながら、低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に広場を利用することを想定した場所でのみ、人工芝を使用することとしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 今の御答弁、最後の段で、低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に広場を利用することを想定した場所でのみ、人工芝を使用することとしておりますということでございました。私にとりましては、100点満点の回答ではありません。私が心配するのは、子どもたちが上履きから普通の運動靴に替えて、人工芝でない天然の芝生、これに遊ぶ手間を省くことによって将来に身体的に弊害を起こすような環境のところで遊ぶということは、本来の教育行政のすることかなと個人的には非常に疑問を持っておりますが、今日はこのことは深く追及いたしませんで、後日に回したいと思えます。

次の質問にまいります。槇尾学園や（仮称）富秋学園では人工芝を整備し、（仮称）北西部こども園では人工芝を整備しないということですが、公立の学校園においてどちらを整備するかについては、学校園の現場の希望によって決まるのですか。それとも教育委員会が決定するのかお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

槇尾学園や（仮称）富秋学園の整備に当たりましては、芝生の整備に限ったことではありませんが、基本的には事業者の提案内容も踏まえ、工事担当などの関係課や学校とも協議を行い、整備内容については教育委員会が決定しています。（仮称）北西部こども園についても、工事担当課などの関係課や園とも協議を行い、最終的には教育委員会が決定しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 教育委員会と私は、人工芝についての見解が全く一致しておりませ

ん。私は大人の手間を省くよりも、子どもたちの将来にわたる健康を考えると、人工芝は、本来は公の教育機関で採用すべきではない、マイクロプラスチックという目に見えないものが知らないうちに子どもたちの体に蓄積されて、それが何年かたって何らかの弊害を起こす可能性があると言われているものですので、そこは子どもの教育だけではなく、将来の子どもたちの健康も考えて、教育委員会はぜひもう一度よく考えていただきたいということを強く要望いたします。

次の質問に移ります。教育委員会が決定することですが、教育委員会の選択は人工芝、天然芝のどちらか。また、その根拠をお示してください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

人工芝にするか、天然芝にするかにつきましては、維持管理の容易性といった側面だけではなく、人工芝のメリットを生かすことができる場所であるかどうかを検討の上、その整備箇所の使用用途や使用目的等によって個々に判断し、決定するものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 御答弁で、人工芝のメリットを生かすことができる場所があるかを検討ということですが、これは具体的にどのような場所であれば人工芝のメリットを生かすことができるのか、お聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

重ねての御答弁となりますが、主に低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に利用することを想定した場所が、人工芝のメリットを生かすことができる場所などと考えてございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 答弁はお聞きしておきます。しかし、私は頭が固い、古いのか分かりませんが、人工芝の弊害を目にするたびに、本当に子どもたちのこれからの50年、60年先の健康まで、教育委員会が責任を持てるというふうに断言できるのか、非常に疑問だと思います。よかれと思って採用したことが、成人した、あるいは老年になった子どもたちの健康を害する一つになっているのであれば、教育委員会の責任は非常に重いと思

っております。

次の質問にまいります。人工芝のメリットを生かすことができる場所との御答弁がありました。教育委員会が考える具体的な場所はどのような場所なのか、お聞きいたします。

- 関戸繁樹議長 小林議員に申し上げます。その御質問、先ほどされまして答弁もあったかと思いますが。
- 22番 小林昌子議員 もう一回言って……。
- 関戸繁樹議長 再度質問されますか。
- 22番 小林昌子議員 はい、お願いします。
- 関戸繁樹議長 はい、じゃ教育・こども部長。
- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

重ねての御答弁になりますが、主に低学年テラスや交流広場など、児童が下足に履き替えることなく気軽に利用することを想定した場所が、人工芝のメリットを生かすことができる場所などであると考えてございます。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。
- 22番 小林昌子議員 仮の話ですけど、人工芝が、子どもたちがすぐ出れるところにあつたらメリットだっておっしゃったように私、理解しましたけど、その人工芝が天然芝だったら駄目なんですか。子どもたちがすぐ出るところに人工芝ではなく、天然芝を植えたら何が違うんですか、子どもたちにとって。分からないからお聞きします。
- 関戸繁樹議長 教育・こども部長。
- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

人工芝であった場合には、上履きでそのまま速やかに出れるというところで、子どもたちが休み時間等に速やかに活動できるというところで人工芝を採用してございます。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。
- 22番 小林昌子議員 いや、天然芝だったらそのまま外に出れないんですか。芝が生えるということは、子どもたちの靴底には土はつかないですよ、芝があるんだから。そしたら一緒と違うんですか、論理的には。私はちょっとそのあたり分かりませんから、説明お願いいたします。
- 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東でございます。

天然芝の整備箇所につきましては、いわゆる校庭というような形で、下足で出るような場所を想定してございます。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 いや、すみません。ちょっとこれはもうここで、議場というところでやらないで、個人的にまた教育委員会とお話したいと思います。

次の質問に入ります。人工芝からはマイクロプラスチックが発生し、健康に懸念があると報道されております。この点について教育委員会の考えをお聞きいたします。

- 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

使用した人工芝については、第三者機関による試験を行った安全な製品で、健康被害に関する事例がないことを確認しています。また、世界保健機関が2019年に公表した報告書、飲用水中のマイクロプラスチックにおいて、マイクロプラスチックの人の健康に対する懸念は低く、懸念があることを示唆する情報に信頼性のあるものはないと結論づけられていることから、人工芝の使用に支障があるとは考えておりません。

以上です。

- 関戸繁樹議長 小林議員。

- 22番 小林昌子議員 御答弁は、飲用水中のマイクロプラスチックということの結果を教えてくださいましたけれども、人工芝というのは飲用水中のマイクロプラスチックでないでしょう。空気中の人工芝から発する空気中のマイクロプラスチックだから、飲用水中のというのを引き合いに出すのは比較にならないと思うんですが、空気中のというのでは安全が確保されていないんですか。

- 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

- 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

世界保健機関での飲用水中のマイクロプラスチックは人の健康に対する懸念が低いという報告が、空気中と同等であるかまでの報告は確認できていませんが、現在、槇尾学園で使用している人工芝については、先ほどの答弁のとおり、万が一体内に入っても害がないということホームページに掲載していることを確認してございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。もう少しまた勉強して、この問題についてやり取りしたいと思います。

次の質問にまいります。健康被害に関する事例がないことを確認しているとのことですが、いつ、どのような方法で試験を行ったのか、また、第三者機関の名称をお聞かいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

実施機関等の詳細は把握しておりませんが、メーカーからの化学物質使用調査に関する報告書やメーカーのホームページにおいて、万が一体内に入っても害がない含有試験と表記されていることを確認しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 大事なお子さんをお預かりしている教育委員会だから、私がこのようなことを申し上げるのは非常に僭越か分かりませんが、健康の被害が一度損なわれると取り返しがつかない。しかも、子どもたちの成長期にあって、外で遊ぶであろう、芝生の上で遊ぶであろう子どもたちが、よかれと思った施策によって万に一つ健康を害するような状況になったら取り返しはつかない。それぐらい教育委員会の責任は重い。もちろん、それを検討する議会の責任もあるというのは自覚しておりますけれども、やはり後々、子どもたちの60年後、70年後の健康まで見据えて、私は新しいものに取り組むときには教育委員会は慎重の上にも慎重に判断していただいて、施策によって子どもたちに万に一つの失敗は許されないという立場であるということを、ぜひ、私が申すまでもなく自覚していただいていると私は思っておりますが、子どもたちのためにぜひお力をお貸してください。

先ほど御答弁いただきましたのは、飲用水中のマイクロプラスチックにおいてのことだと理解いたしました。私の勉強不足で申し訳ありませんが、飲用水中のマイクロプラスチックと空気中のマイクロプラスチックを同等に取り扱ってもよい根拠があればお示しいただきたい、このように考えております。いかがでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 はい、教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

先ほどの答弁と重複いたしますが、世界保健機関での飲用水中のマイクロプラスチックは人の健康に対する懸念が低いという報告が、空気中と同等であるかまでの報告は確認できて

いませんが、現在、榎尾学園で使用している人工芝については、先ほどの答弁のとおり、万が一体内に入っても害がないとホームページに掲載されていることを確認してございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。私もこれから勉強して、いろいろな情報を収集したいと思いますけれども、将来のある子どもたちの健康を、よかれと思って取り入れた施策によって、万に一つそうでなかったということの後悔がないように、私も議員の一人としてしっかり勉強してまいります。教育委員会もこの方針を定めたからといって、未来永劫方針を変えることなく、何らかの新しい事実が分かったときは、子どもたちの健康を優先して取り組んでいただきますように強く要望をいたしておきます。

次の質問です。世界保健機関の報告では、マイクロプラスチックは人の健康に対する懸念は低いとのこと。懸念はないとは言っておられません。将来ある児童・生徒に安全であることを確信できる空間を提供する責務が、教育委員会にあると私は考えております。再度、教育委員会の御見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

学校教育施設には児童・生徒への安全性を確保する必要があることは認識しており、人工芝の導入に当たっては、世界保健機関での健康に対する懸念が低いという報告書だけに頼ることなく、メーカーの情報なども確認し、支障がないものと判断の上、採用したところ。以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 現時点では支障がないと判断していても、仮に人工芝からのマイクロプラスチックが有害であるとの説が多数を占めることになれば、人工芝を中止するのですか、それとも、少々弊害があったとしても人工芝を使い続けるのか、見解をお聞きいたします。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

人工芝に限らず、施設の安全面については様々な情報を収集して対応してまいりたいと考えており、健康に被害があることが確認されれば、見直す必要があると考えます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 小林議員。

○ 22番 小林昌子議員 分かりました。健康に被害があることが確認されれば見直す必要があるという答弁をいただきました。子どもたちの健康をよく考えていただくというふうに理解いたしました。

将来を担う子どもたちが多くの時間を過ごす学校や保育園、幼稚園において、少しでも有害の疑いがあると言われていている人工芝の敷設については、私は大いに懸念を抱いております。今後、教育委員会におかれては十分検証の上、再考を願いたいということを最後に申し上げまして、この項の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 関戸繁樹議長 次に、議席番号6番・友田博文議員。

(6番・友田博文議員登壇)

○ 6番 友田博文議員 明政会の友田です。通告に従いまして、質問させていただきます。

質問は1項目です。南部地域のまちづくりについてだけです。

それでは、質問させていただきます。

前回第1回定例会で、南部地域における人口推移と少子高齢化について確認させていただきましたが、この10年間で住民基本台帳の人口は、南部地域全体で6,101人から4,926人と19%減少し、また、年少人口ゼロ歳から14歳は596人から332人に約44%減少しているということです。市全体でも人口減少が進んでいる中、南部地域における少子化の傾向が非常に大きいことが分かりました。令和6年度において和泉市で何人の子どもの生まれ、そのうち南部地域は何人であるかお答えください。

今後の質問は、質問席でさせていただきます。よろしくお願いします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

令和6年度中に出生届のあった人数は、和泉市全体で1,081人で、そのうち南部地域では15人です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 出生数は1,081人ということで、全国でいうと、この前聞いた話では令和5年度で1.24%ということでした。南部地域の15人というのは1,081人の中の1.5%ということになるんですけど、本当にごく少ない。本当に少子高齢化の真ただ中というような

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ことをいつも言うてるんですけども、大変な地域になってきていると思います。その中でも15人のうち南横山が3人、横山が10人ということで、各町に平均して1人、あるいは全然ない町もあるというようなことで、本当に懸念しております。ということで、地域活性化するには、若い世代を呼び込むことが必要であります、南部地域の移住定住の促進を図るため、南部地域等移住定住支援補助制度について令和6年度の実績をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

令和6年度の南部地域等移住定住支援補助制度の実績は、8世帯で31人の移住がありまして、そのうち中学生以下の子どもが13人です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 支援制度をやっていただいて、31人の人が南部地域にやって来てくれたということは、大変ありがたいことだと思っております。

それでは、今年4月から市のほうで路線維持バスを朝夕の時間帯に、また日中については予約が必要なチョイソコいずみを運行していただいています。地域の移動手段として確保していただき、交通空白地域にならないよう取り組んでいただいておりますが、地域からは、大変便利が悪いといった声が多く私のほうに寄せられています。

そこで、現在の路線維持バスの運行状況をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

路線維持バス父鬼ルートの運行状況ですが、父鬼から和泉中央駅を運行する便としましては、朝5時台、6時台、8時台に各1便、夕方17時台に1便で、夕方以降は槇尾山口発、和泉中央駅行きの便となり、18時台、20時台に各1便を運行しております。

次に、反対向きですが、和泉中央駅から槇尾山口を運行する便としましては、朝6時台、8時台、各1便で、午後以降は槇尾山口を経由した父鬼行きの便となり、14時台から21時台で5便を中型バス車両で1台運行しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 ありがとうございます。

南海バスがなくなってから、市のほうでここまで考えてくれて大変ありがたいと思うんで

すけども、やはり足がないということで、時間帯にバスがないということが大変皆さんには懸念の材料になっていると思うんですけども、それとやっぱり地域に寄ってきていただく人もバスがないと大変苦勞するというので、もう一つ何とか考えていっていただきたいんです。

続きまして、バス1台運行しているということですけども、往復路の関係もあり、ダイヤを組む関係上、朝7時台の運行が難しいことと以前から説明を受けています。ただ、地域から要望としては、この朝7時台に1便、それと午前中にもう一便を求める声が多くあります。ここを何とかできる方法はないものかという点についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

今回の路線バスの廃止に伴う代替の路線維持バスの運行を検討する際に、バス事業者と協議を行い、乗務員や車両の確保などの面から現状の運行形態となっており、改めて状況確認を行いました。このあたりの事情は変わっておりません。

また、路線維持バスは通勤・通学の時間帯をカバーする方針の下、運行しているもので、日中に関しては、チョイソコいずみと路線バスとの接続により移動手段を確保しております。サービスの拡充要望であろうかと思いますが、公共交通の役割分担を考慮しながら交通インフラ整備を行っていく必要があります。午前中の増便についても難しい状況であります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 ニーズの高い通勤・通学の時間帯にバスがなく、バス乗換えの問題もある。このまま不便な環境が続けば、地域から人が出ていくことにもなりかねない。そこで、榎尾学園のスクールバスを活用できればどうかと考えています。例えば、学園の登校で送ってきて回送に戻るなら、地域の人を乗せて和泉中央駅まで運ぶのも一つかと考えています。法規制など様々な問題もあると思いますが、新たに車両を導入することを考えれば、経済的で効果的な取組ではないかと私は考えています。

そこで、榎尾学園のスクールバスの運行状況についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

榎尾学園のスクールバスの運行については、朝の登校時には福祉会館前、万町、青葉台などを経由する府中ルートで、2台のバスが7時30分頃に出発し、8時頃に榎尾学園に到着す

る運行を行うほか、信太小学校前、鶴山台、伏屋、光明台センターを経由する信太ルートが1台のバスで、同じく7時30分頃に出発し、8時頃に槇尾学園に到着する運行を行っています。加えて、横山、南横山地域で遠距離通学となる児童を対象とする地元通学バスが1台のバスで、7時30分頃から8時15分頃の間に運行しています。このことから、槇尾学園のスクールバスは、登校時には朝7時30分頃から8時過ぎまで4台のバスで運行しているのが現状です。

なお、下校の運行については学校の時間割によって変動しますが、式典行事等により下校が早い場合には、11時前頃に出発しています。その他、おおむね週1回程度、2台のバスは南横山地域の自然に触れ合う機会などの移動に活用しているところです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 ありがとうございます。なかなか聞いてれば、通学バスが使えるような状態でないということがよく分かりました。

ただ、地域としてはバスがない、路線維持バス、チョイソコいずみとの関係もあると思うんですけども、この南部地域にバスがないということが、やっぱり和泉市の人たちやら市外の人たちでも、ここにはバスがないというのが出てるみたいで、南部へ定住、移住の関係もありますけども、なかなか便利の悪いところやというような意識づけがされてるみたいです。その辺についてもいろいろあると思いますけども、できるだけ要望に沿ってお願いしたいのと、やっぱりPR、路線維持バスあります。南海バスがなくなったけども、路線維持バスが走ってますよとか、そういうPRも何かいい方法で考えていっていただきたいなと思っております。この件については要望としておきます。

次に、槇尾学園について多くの工事費をかけていただき、この4月に開校いたしました。開校に当たりまして、特に1年生、2年生の児童で多くの応募があったことで非常に喜んでいます。今新しい校舎が槇尾学園の魅力の一つでもあります。今後においては魅力ある教育環境の提供を継続することが、槇尾学園の児童・生徒の確保につながるものと考えています。また、多くの児童・生徒が槇尾学園に通学することにより、南部地域の活性化につながることを本当に期待しています。

そこで、槇尾学園の魅力の一つの英語教育に取り組んでいると認識していますが、具体的などのような取組を実践しているのかということ、今回の市長公約である英語力の向上とどのように関連するのか、その内容をお聞かせください。また、来年度以降の児童・生徒の募集

に向けて、どのような魅力を整えようとしているのか、その内容についてもお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

榎尾学園における英語教育については、特認制度を設けている学園の特色ある取組、魅力の一つとしてございます。

具体的にその内容を申し上げますと、まず、文部科学省認可の授業時数特例校として、年間10時間程度、英語、外国語活動の授業数を増加し、子どもたちの学びを充実させているものがございます。また、ネイティブの英語に慣れ親しみ、英語でのコミュニケーションの充実を目的に配置しているALT（外国語指導助手）を学園に常駐させることも特色としているところです。加えて、教育課程外での取組ではありますが、放課後アフタースクールとしまして、希望者への有償プログラムであるネイティブスピーカーによる英会話プログラムも実施しているところです。以上が榎尾学園における英語教育に関する特色ある取組でございます。

なお、榎尾学園にてただいま答弁しました授業時数の増加やALTの常駐などにより、児童・生徒が早くから英語、外国語に慣れ親しむことで英語への興味、向上心を高めることとしており、こうした特色ある英語教育は、今回の市長公約である英語力の向上としている英検2級以上をめざす生徒を支援する取組とも連動するものと考えます。

次に、来年度以降の児童・生徒の確保に向けての魅力の創出、その発信に関する取組でございますが、まず、榎尾学園における魅力ある教育環境としまして、1クラス20人程度の少人数指導を確保しつつ、クラス替えのできる環境を確保することや、特色ある教育活動としては豊かな自然環境、南部リージョンセンターなどの地域資源を活用した取組などがございます。現在は、英語教育を含めたこうした取組PR動画を作成中であり、来年度の児童・生徒募集に当たり、視覚的にも榎尾学園の魅力を伝えることを予定しており、児童・生徒の確保につなげることとしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 ありがとうございます。

私も英語の勉強もちょっとしようかなと思ったことがあるんですけど、途中で頓挫してしまいましたが、今の榎尾学園で英語の勉強をしていただいているけども、実態的に特別に英語

の勉強も有料でやるということになってるんですけども、なかなか特色あるというものの、やっだろうという人が少ないように感じるんですね。そこへ市長の公約の関係で英語力の向上、これに合わせてそれを連動させて、やっぱり他校にない、槇尾学園以外の学校とやっぱり特色が多少違ってるので、そこへもう少し集中させたらもっといいものじゃないかなと、集中させるべきであるということと、もう一つ、やっぱり英語に特化しているなら、もうちょっと勉強したいなという人が増えるように、その辺のところもちょっと頑張ってもらいたいなと思っております。

それと、特色あることでもう一つ、来年のことも踏まえて特色あるというたら、今月、南横山小学校でイベントがありますわな。これ、南横山だけやなし、地域を挙げて横山も含めて、PTA活動の中とか先生も含めて、我々のところへも案内来てますけども、この前、回覧でも回ってるんですよ。そういうふうになると、大変すごいイベントになるんじゃないかなと期待してるんですけども、そういうのも特に特色あるんかなと思ったりするので、その辺もPR動画をつくるということですから考えていただいたらと思っております。よろしくお願いします。南部地域の活性化を達成するためには、槇尾学園における教育環境を充実させ、南部地域に人を集積させる取組が非常に大切であると考えますので、引き続き取組をよろしくお願いします。

そこで、次の質問に移りますが、最近、全国的な話として、子どもたちの泳力が低下しているとの情報を新聞報道で目にすることがありました。泳力の低下については、水難事故に遭遇した場合の生命につながるものであり、泳力の低下は回避すべき課題であると考えています。やはり水泳に触れる機会が多くあることが、泳力の向上につながるものと考えるところであり、これまでに要望してきましたが、こうした泳力の低下に対応するものとして、南部地域にプールを整備することについて市の考え方をお聞きしたいんですけども、ここに新聞があるんですけど、このように大きく取り上げられてるんですよ。それから、昨日もテレビでやってましたけども、大変水難事故が多い。子どもがお亡くなりになったり、ちょっとした大きな人でも、青年になった人でも亡くなっておられるというようなことが多くて、泳力の低下が顕著に出てきているということをテレビで大変、昨日、おとといずっと流れてました。

そういった意味で、今、和泉市ではそれは民間に委託して充実して、泳力は25メートル以上泳げるというふうになっておりますけども、実態的にはそう言えるかどうかというのは私も疑念ありますけども、和泉市だけやなしに全国的にそういう問題があるということで、も

う少し考えてみてはというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

○ 関戸繁樹議長 はい、生涯学習部長。

○ 辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

温水プールの設置につきましては、建設費用や設置後のランニング及びメンテナンスコストの支出など継続的な財政負担が想定されることに加え、今後の人口減少社会に備えた将来世代への負担軽減など、公共施設マネジメントの観点からも、市として温水プールの設置は困難と考えてございます。

また、民設民営の可能性について、民間事業者にヒアリングを行うなど取り組んでまいりましたが、非常に残念ではあります、民間事業者の参画は非常に厳しい状況でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 先ほども榎尾学園の魅力という中で、やっぱり人を引きつけるとか、人に来ていただくというたら、それだけのやっぱり魅力も必要なんですけども、そういった面で再度考えてもらうのもいいんじゃないかなと思ったりしております。

これは将来の子どもたちにも、市長も、朝から小野林議員もやってきましたけど、子どもは市の宝やと言うてますので、そういった面も含めて検討していただいたほうがいいんじゃないかなと、和泉市のためにもいいんじゃないかなと考えております。どうかそういった面についても御検討いただくようお願いしておきます。

続きまして、横山小学校の跡地問題ですけども、サウンディング調査をしていただいて、現在方針の決定に向けて調査結果を参考にしつつ、校舎などの建物の除却の是非や処分方法、市街化調整区域における開発許可の可能性などについて、環境とも交えて検討してるところですが、この中、サウンディング市場調査等において、校舎をリフォームし、榎尾学園のファミリー向け賃借住宅の整備の提案がありましたが、ニーズ調査を行うべく、この7月に榎尾学園の……。これは違いましたね、ごめんなさい。

今のサウンディング調査について、どういう状況かちょっと教えてください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

横山小学校の跡地活用につきましては、昨年度サウンディング型市場調査を行いまして、現在、方針決定に向けてこの調査結果も参考としつつ、校舎などの建物の除却の是非や処分方法、市街化調整区域における開発許可の可能性などについて、関係部局を交えて検討して

いるところであります。

この中、サウンディング型市場調査において、校舎をリフォームして槇尾学園用のファミリー向け賃貸住宅の整備と、こういった提案がございましたので、ニーズ調査を行うべく、この7月に槇尾学園の特認生を対象としてアンケート調査を現在実施しているところでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 いろいろと跡地問題について考えていただくのはありがたいことですが、今の賃借住宅の関係等についてもなかなか私は難しいと思うんですけども、調査をしていただいて、その答えがええようになったら大変ありがたいなと思ってるんです。この跡地問題について、そのまま使うのか、除去するかという問題があると思うんですけども、除去した場合にはどういう状況になるのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 市長公室長。

○ 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

建物、校舎を除却する場合、現時点での概算での積算となりますが、校舎や体育館などの建物の除却費用については約5億2,000万円を見込んでおります。なお、この除却費用の財源としまして、公共施設等適正管理推進事業債の制度があり、除却費用の90%を上限に起債が充当できます。また、槇尾学園の供用開始から5年以内に除却する場合は、起債した金額からこの土地の土地価格に相当する金額を控除した額を対象として、後年度の元利償還金の50%が普通交付税措置されることとなります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 今、お聞きしましたが、除去すると半額ぐらいは補助金くれるというようなことと、起債が持たれるというようなことで大変いいことだと思うんですけども、5年間待つのか、早く処理して次のことを考えていつていただけるのかというたら、できるだけ今のサウンディング調査の結果を早くしていただいて、除去するかどうかを早く決定していただいたほうが地域としてはありがたいなと考えております。その点についても、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、校舎を除却して開発を誘導するとしても、ここは市街化調整区域であり、現状ではできないことも多いかと考えます。今後を見据えて、市街化区域への編入を検討する

必要があるかと思うんですけども、市の見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

市街化区域への編入につきましては、大阪府が都市計画で定めることとなっており、大阪府の基本方針において諸条件が示されていますが、市街化区域への編入を検討する区域は、市町村マスタープラン等との整合が図れていることが条件とされております。

和泉市都市計画マスタープランにおける当該地の位置づけは、都市・自然交流地域として山林や農地などの豊かな自然環境との調和に配慮した土地利用を図る地域としていることから、市街化区域への編入は難しいものと考えておりますが、横山小学校跡地の利活用については、地域の活性化と移住定住の促進に向けた重要な取組と考えており、市として方向性を明確に打ち出したものについては、調整区域の地区計画制度や開発許可制度などの具体的な実現手法について検討してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員、少しお待ちください。

ここで議員の皆さんに確認させていただきます。午後3時を過ぎると思われませんが、このまま続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、午後3時を少し回りますが、このまま続けさせていただきますので御了承願います。

友田議員、引き続きお願いします。

○ 6番 友田博文議員 先ほど人口問題で言うたと思いますけども、今、南部地域は待ったなしなんですよね。せやけど、ここで御回答ありましたように、都市・自然交流地域とか山林や農地の豊かな自然環境の調和を配慮した土地利用ということになると思うんですけども、しかし、マスタープランも大事やけども待ったなしなんですよね。少子高齢化というても、14歳から64歳までの人の数と65歳以上の人の数としたら、65歳以上の方のほうが増えてきてるんですよ。それと、ゼロ歳から14歳の人が、先ほど言ったように和泉市の中で1.5ぐらいしかないんですよ。全国で1.24あるんですよ。それが和泉市だけでも1.5しかないんですよ、15人なんです。まちづくりといったものじゃないんですよ、もう。南部地域が永続できないような状況になってきているというふうに考えていただいたら、もうちょっと考えていかないかんのじゃないかなと、早急に。

今日はそこを頑張ってやろうかなと思ったりもするんですけども、要望だけにとどめておきます。やはりそういった現状を考えてもうて、何とかもう少し早く進めていただくようにしないと、いつも私が言っているように、南部地域は限界集落になってくるやろうな思ったりしてます。その点、よろしくお願ひしたいと思うんです。

もう一つ言うたら、南横山は3分の1に人口が減ってしまいました。横山は約半分になってしまいました。子どもが少ないということも踏まえて、大変な地域なんですよ。市長の関係で榎尾学園を先やってもうたから、多くの人が地域にやってきてくれてるから、まだ子どもの声が聞こえて、いいところになってるんですが、もう一つ言えば、関西トランスウェイスポーツスタジアムのグラウンド、スポーツセンター、私は山に行ったら、野球したりサッカーしてあったらよう声が聞こえるんですよ、大きな声で。大変ありがたいな思っております。そういった面で、もう一つ、二つ前向いて、地域のまちづくりのためによろしくお願ひしたいと思います。横山小学校跡地は横山地区の中心であり、地域の象徴的な場所でありますので、ニーズに応じた柔軟な対応を要望します。

次に、前回の一般質問で大阪外環状線沿道については、事務所についても開発許可が対象とできるようにしたといった答弁があったと思いますが、もう一度、詳しくお願ひ申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

大阪外環状線沿道における開発許可基準につきましては、令和5年6月に4車線化の区間が増えたことを踏まえ、令和6年4月から建設業や運輸業を対象とした事務所につきまして、開発許可の対象としております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 事務所は、建設業や運輸業を対象とした事務所ということなんですけど、私はどんな事務所でもいけると思ってたんですけども、それが建設業と運輸業ということで、私、聞き漏らしてたんですけども、できるだけ規制緩和して、事務所は何でもできるというような方向でお願いしたいなということを要望しておきます。

続きまして、大阪外環状線で建設をしたいとか事務所を建てたい、工場を建てたいと、そういう相談が市にあったかどうかお聞きします。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

- 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

現時点で建設をしたいといった事業者からの相談はございません。

以上です。

- 関戸繁樹議長 友田議員。

- 6番 友田博文議員 市には相談がないという話ですけど、私のほうにはその土地、2,000平方メートルないとか3,000平方メートルないかと、そういう相談はあります。私の勝手な話ですけど、私ももう年なんで、私の土地ももう放そうと思ったりして言うてるんですけど、今まで8件買いに来ていただきましたけども、ないわけではないんですけども、市のほうに何でないのかというのは不思議でしゃあないんですけども、ないということで、それは何か原因があるのかどうか、その点についてお聞かせください。

- 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

- 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

要因につきましては様々に考えられますが、比較的平たんな場所については既に土地利用がされており、建設するに際し必要となるまとまった土地の確保が難しいことが主な課題と考えております。

以上です。

- 関戸繁樹議長 友田議員。

- 6番 友田博文議員 そうなんですよね。まとまった土地というのは、この大阪外環状線では大変少ないんですよ。そういった面で、今、大阪外環状線から50メートル開発ができるようにしていただいたけども、ここを先ほども事務所の要望をさせていただきましたけども、この50メートルを100メートルにするとか、そういった面で規制緩和も考えていただいたらいいのかなと思ったりしてます。その点も要望しておきます。

続きまして、大阪外環状線沿線で大きな開発ができるような土地は少なくなってきましたが、私は、原因はそれだけではないと思ってます。市街化調整区域であり、不動産の担保価値が低いことから、金融機関からなかなか融資を受けられないと聞いています。前回の一般質問で、市から情報収集していくとお答えがありましたが、その後の状況をお聞かせください。

- 関戸繁樹議長 市長公室長。

- 前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

市内の複数の金融機関に市街化調整区域における融資について、訪問や電話による聞き取

りをしたところ、事業者に対する融資に関しては、市街化調整区域という理由だけで融資ができないものではないが、事業計画や事業者の要件など諸条件を審査するとのことでした。また、住宅ローンに関しては、市街化区域の物件と比較すると担保が低いもので、他の諸条件を鑑みての判断となるとのことでした。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 今言っておられましたけども、担保価値が大変低いということは、私も分かっております。それと貸す、貸さんというようなものについて、どこの銀行が言うてくれたか知らんけども、ありがたいことやと思いますけども、なかなか難しいです。

私の知り合いの不動産屋がこの前話してたんでは、もう私は調整区域は触らんと、大変うるさい。手続もうるさい、何もうるさいということで、市街化調整区域には手つけんというような話がありましたけども、そんな状況なんですよ。そういった面でももっと簡単に手続ができるように、担保価値が少ないということも、農協でも我々お金を借りに行ったら担保価値が少ないんですよ、話にならないんです。そういう状況も踏まえて、もっとこれからも調整区域については、市街化区域の編入を含めて考えていただくようお願いしておきたいと思います。

だから、融資が十分でないなら、公共がインフラ整備をして事業者の負担を軽くしてはいけないと思いますが、前回の一般質問で大阪外環状線の4車線化について質問し、状況などについて確認しましたが、地域の発展には道路の整備が不可欠であります。大阪外環状線の4車線化整備のほか、池上下宮線についても過去より状況などを聞いていますが、現在の池上下宮線の整備状況についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

池上下宮線につきましては、国道26号から大阪外環状線までを結ぶ都市計画道路で、計画延長約11キロメートルのうち、国道26号から市道上伯太線までの区間及び槇尾学園前の区間で約1.7キロメートルが整備済みとなっております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 第1回定例会での答弁で、大阪外環状線については河内長野市側の約1.5キロの区間が暫定2車線で供用になっている状況を確認し、今の答弁で池上下宮線の

延長11キロのうち、1.7キロしか整備されていない状況であることを確認しました。南部のまちづくりを考えた上でこの2路線の整備は非常に重要であり、早期に整備が必要と考えますが、市としての考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

大阪外環状線の4車線化整備及び池上下宮線については、本市の東西及び南北を縦断する広域的な幹線道路であり、沿道のまちづくり、渋滞緩和や災害時の避難路など、交通網の形成や地域の活性化、防災機能の向上にも寄与する重要なロードと認識しております。

また、池上下宮線については、南部地域以外においても将来の土地利用誘導など、市全体でのまちづくりにも寄与するものと考えますので、継続して大阪府に対して事業の重要性及び必要性などを説明し、事業化の要望を行ってまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 池上下宮線については一生懸命、市としても努力していただいているんですけど、私は、今いろいろ答弁していただきましたけども、やっぱり和泉市として将来的にも大変重要な路線やと思っております。しかし、大阪外環状線の4車線化にしても、やろうという気持ちがやっぱり先に立っていないと、なかなかできないんですよね。

鍋谷トンネルにしたかて、480号ね、あれでもやっぱりやったろうという、言うたら神谷先生が頑張っていたいて、4.5キロぐらいのトンネルを国のお金でやってくれたから、あれ開通したんですよ。そうやなけりゃ、まだあの鍋谷トンネルは今できてないんですよ。そやけども、そういう覚悟でやっていただきました。皆さん方も今おっしゃっていただきますけども、やっぱりやる気の問題やと思うんですよ、やろうとする。そこらを市長も踏まえて、もう少し頑張っていたきたいなと要望して、この件は終わります。

それから、次に基幹農道についてお聞きします。

地域の要望である基幹農道の残り2キロメートルの整備についてです。これまでの答弁から、市として整備の必要は認識されているものの、道路単独の整備については事業効果が十分に得られないという理由で事業化を断念されています。この件について、国の補助事業として採択要件を満たす可能性を見いだすことができるのであればということになってるんですけども、新たな展開をどのようなものと考えてるのか、この基幹農道をどうしようとしてるのか、ちょっとお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

基幹農道の整備に当たり、その事業効果を高めるには、基本的に生産性の向上とともに、道路の利用が増大するような取組が必要となってまいります。

1つは、集出荷場などの集積によることにより、その施設の利用に起因する道路利用の増加であり、また、もう一つは、土地改良事業による補助整備などでありまして、これらを組み合わせることにより基幹農道の費用対効果を高めるわけではありますが、いずれも地元受益者の負担を要するとともに、必要な効果が得られるだけの相当規模の整備が必要と考えております。

新たな展開ということですが、基幹農道の周辺地域において、こうした展開を見出すことができれば、改めて基幹農道の整備の可能性について大阪府へ協議を求めていくのではないかと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 基幹農道については、これも市と大阪府の問題が多くあったと思うんですけども、その中に市長も深く入ってたと思うんですけども、そこに何が問題があったかというのははっきりしなかったわけですね。最近になって前へ進めるような段階になって、やっとその内容について問題提起されてきたということですね。私も勉強が足らなかったというのはありますけども、市としても勉強が足らなかった。大阪府としても勉強が足らなかったというようなことがあると思うんですよ。

そこで、あと2キロしか残ってないし、地域としてはやっぱりバスも通らない、道幅が6メートルあったり3メートルになったりと、道がもう狭いですね。そういった面から、何とか基幹農道を造ってやってもらいたいという希望が多いです。しかし、今の状況でやったらなかなかできないですね。

私が考えるところによると、前も農林課にもずっと話してますけども、オカホク農道とか、福瀬の端っこの農地、それから善正の基幹農道の近隣、この辺を一体化して面整備をすれば、大変有効になると思ってるんですけども、なかなか今の農業をやっていく中でそれをやろうと思うと、大変難しいことがあります。それはなぜか言うたら、10%と考えてですよ、10%の負担を出せというても、今の状況の中ではなかなか前へ進まないと思ってるんですけども、そういった面で、1つはやはりそういう状況を、これは市としてその方向性を考えていって

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

もらえるのかというのが一つありますけども、それを今、セブンイレブンとかローソンとか、言うたら神戸製鋼の農業課とかN T Tでもやってますけども、そういったものも含めて、やっぱり新しい面でいろいろな取組が必要やと思うんですけども、そういった面を含めて今後の方向をお示し願えればと思います。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

議員お示しのセブンファームにつきましては、コンビニやスーパーマーケット等を手がけるセブン&アイグループが、地元J Aや農事法人、生産者等と共に出資し、農産物の生産と流通、販売はもとより、小売業に求められている食品残渣のリサイクルまでも担う法人を全国各地に立ち上げ、その関連する農場をセブンファームと呼んでおります。同事業者のホームページでは、全国で13か所、栽培面積は総計で200ヘクタールに及ぶとのことであります。各農場は既存の農地を使用し、基本的には従前の生産者が農作物を生産され、設立したセブンファームの法人を通してセブン&アイグループへ出荷するもので、生産者にとりましては、既存の市場に加えまして新たに安定した売り先が確保できるなどのメリットがあるようです。

これに類似した取組は、同じく小売業を手がけるイオングループでも行われておりまして、こちらは農地を賃借する形で全国に21か所、約400ヘクタールの直営農場を有するとともに、70のパートナー農場と連携しております。

いずれも生産、流通、小売までの仕組みを構築しているものでありますが、こうした事業者が大規模な農業基盤整備までを担っているものではなく、基本的には既存農地を活用して事業化されているものであります。

御質問の農事法人などの事業者を誘致することで、当該事業者の資本により基盤整備が期待され、さらに農道整備へとつながるのではないかと趣旨ではないかと存じますが、私どもが現在調べているところでは、事業者側で農業基盤整備まで実施されたというものは把握できておりません。

議員お示しのとおり、こうした事業者が取り組むことで地域農業の継続、発展につながるとともに、ひいては基幹農道の可能性を見いだす一つにはなろうかと思しますので、引き続き情報収集に努めるとともに、具現化できるような取組がございましたら、地元へも情報提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 先ほども言いましたけども、やっぱり部長、これは基幹農道というのは、もともと地域からやってくださいとか、お願いしますと言うたものと違うんですよね。これは、市や府からこれをやりましょうというて提供されたものですよ。それ、御存じですか。

○ 関戸繁樹議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

泉州東部区域農用地総合整備事業の際から、国、府、市、地元が連携して進めてきた事業と認識しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 友田議員。

○ 6番 友田博文議員 その認識は間違うてると思う。こんなん地域の人、分からへんやん、何も。これは府から提示あったものや、こうしたらどうやいうて。それから始まったもので、そこから農林課が頑張ってくれて、どんどんやってきたものであって、地域がこれをしてほしいというて、分からへんからお願いもできへんわな。そういうことを踏まえて、やっぱり考えていただきたいなと思ってるんです。

やっぱり、あと2キロしか残ってない。何か物を言うにもちょっと残して、あと尻切れとんぼで終わるといふのもいかなでしょう。だから、これはやっぱり森吉副市長も大分関わってくれて、頑張っていたんやけども、何とかしていかないかなとは私も思うんですよ。そやから、そういった中でもともとオカホク農道というのは面整備をするところやと、ところが地域の人々がなかなか理解できなかって、そこをやめた。ところが、今は全然ミカンもほとんど作ってないし、もう荒れ放題になってるようなところで、そこへ入っていくのも怖いようなところやけども、地域としてはやっぱりそんな土地をほっておく必要もないから、こういう時期にやっぱり何とかしてあげたらええと思うんですよ。そやから、そこを一回見に行くとか、ドローンで場所を見るとかしながら、どんなものかなというのもやっぱり考えていただいて、よければやっぱり市と地域が一体となって、また、府へそれを提供していただいて、方向を見いだしていただければええかなと思ったりしてるんです。

しかし、先ほども言うたように、やっぱりやる気がなかったらできへん。その辺のところを特に私が懸念してるんですよ。こんなん村の人たちがやろうとしたかて、今言うたように人口が半減してしもうてるし、年寄りが、65歳以上のほうが、高齢者のほうが増えてきてると。そんなもの百姓したかてお金上がらへんですよ。負担というたら10%と仮定して、開発

したかてその借金を返す当てもないんですよ。そんなところを整備するということはないんですよ。せやけど、やっぱり今のこの場所としては大変いいところやし、整備できるチャンスやと私は思ってるんですけども、そういったものも考慮していただいて、方向性を見いだしていただけたら大変ありがたいなと考えてます。その点、私もできるだけ協力して頑張っていきたいと思ってるんですけども、これも市の協力がなかったらできへんから、能力的に私だけではどないもできへん。皆さんの協力がなかったらできへんということも踏まえて、頑張っただきたいな、取り組んでいただきたいなと思ったりしてます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、アグリセンターの取組ですけども、アグリセンター、3年経過しておりますけども、過日の都市環境委員会協議会で令和6年度の実施報告をされていましたが、現在の主な取組についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 はい、環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

アグリセンターの主な取組は、農林業従事者等に向けた各種研修会等の開催、アライグマ等の捕獲おりの貸出し、有機栽培の実証実験などです。

なお、地域の農家と取り組んでおります有機栽培の実証実験については、検証中の段階であるためお示しできる成果はありませんが、実証実験では、有機栽培の手法の一つであるBLOF理論に基づく栽培方法として、有機質土壌の構築をめざしており、実証の結果、生産性、採算性などが確認できれば高品質、高収量、高栄養の作物を栽培することが可能となるため、地元農家を含め、広く周知してまいりたいと考えております。今後も本市の農林業の発展及び振興に資する取組について研究してまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、友田議員。

○ 6番 友田博文議員 何もやってもらってることが悪いことないんやけども、ええことやと思うんやけど、やはり何で和泉市に研究センターを造ったかということを、遊休農地を解消したいとか、一般の人でも作物作って、もともと農林業はもうかる農業ってやってるんですよ。今でもそうでしょう。もうかる農業するんやと、もうからないんですよ。

例えば米なんですけども、米いうたら今1万円か1万2,000円で生産者が売れるというような状況やけど、今までは8,000円前後で売ってたんよね。それが1万円か1万1,000円で売れるということになった。ところが1万円にしたかて1,000平方メートル、1反というんや

けど、1,000平方メートル作ったところで13万円から15万円しか上がらへん。これ、あと残りタマネギ作ったかて、よう似たものですわ。そんなところで研究してどうのこうの言うたかて始まらんから、私はやっぱりちょっとでも皆さん、たくさん土地はあるんやから、ちょっとしようと思ったら何ぼでもできる。それをどういう格好で土地を生かして作っていただくかと、そういうことをやっぱり考えられないかんと思う。いろんな有機農業とかなんかいりたかて——もう終わりですけど——なかなか始まらん。そんなんしたかてお金にならへんし、作る気もせえへん。そやけども、道の駅を市長が頑張って造ってくれたやん、そういうところを生かすのにはどないしたらええかと。遊休農地とか余った農地を、皆さんが頑張って作るということも大切、それが一番大切。そやから、それを価値のあるええものを作る、品種を変える、そういったところの取組をやっていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 関戸繁樹議長 会議の途中ですが、ここで3時50分まで休憩いたします。

(午後3時25分休憩)

○

(午後3時50分再開)

○ 関戸繁樹議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、議席番号21番・北川美穂議員。

(21番・北川美穂議員登壇)

○ 21番 北川美穂議員 議席番号21番・北川美穂です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの質問は3項目です。

1点目は、学校給食の質と量の維持・向上について、2点目は、日本語教育について、3点目は、放課後の校庭開放と子どもの安心・安全な居場所づくりについて質問させていただきます。

なお、今回の質問には、これまでの他の議員も取り上げてこられた項目もあろうかと思いますが、どうか御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の学校給食の質と量の維持・向上について質問をさせていただきます。

私自身、初めての一般質問も学校給食に関するものでした。その後も何度か給食について取り上げる中で、和泉市の学校給食が本当に素晴らしいことを実感しております。おいしくて温かい給食を作ってくださる調理員さん、栄養を考えて献立を立ててくださる栄養教諭の

先生方、そして、食育を支えてくださる教職員の皆様の御尽力に心より感謝申し上げます。

先日、PTA主催の給食試食会に参加いたしました。どのメニューもおいしく、ボリューム満点で、おなかも心も満たされました。保護者の皆さんも、栄養教諭の説明を聞きながら、和泉市の給食は本当にレベルが高いと感心をされておりました。給食を食べる子どもたちの様子も見学させていただき、お代わりする子どもたちもたくさんいて、楽しみにしていることが伝わってきました。また、中学校のオープンスクールでは、げた箱の前に掲示された大きな献立表や豆知識など、子どもたちが食に関心を持てる工夫が感じられました。

国では、令和8年度から小学校給食の無償化が実施される予定であり、保護者の経済的負担が軽減されることは大変うれしい一方で、全国的な物価高騰や米不足などの影響を考えると、これまでどおりの質と量を守り続ける取組がこれまで以上に重要になります。

和泉市は、昭和24年に小学校給食を開始し、昭和31年には大阪府内で初めて中学校給食を実施するなど、長年にわたり先進的な取組を行ってきました。現在も、小・中学校全てで自校調理方式を採用し、温かい給食を提供しています。授業中、教室に給食室からおいしそうな匂いが漂う、そんな日常の一こまも和泉市ならではの魅力の一つです。学校給食は、ただ食事を提供するだけでなく、子どもたちの心身の発達に欠かせないものであり、成長期に必要な栄養をしっかりと届けるとともに、食文化や社会性を育む教育活動の一環でもあります。こうした質の高い給食こそが和泉市の誇りです。

しかし、国による全国一律の給食無償化が進む中、自治体の財政状況によっては給食の質や量が低下する懸念も指摘されております。制度の変化や物価高騰といった厳しい状況にあっても、決して子どもたちの食の質が犠牲になることのないようしっかり守り続けていかななくてはなりません。

そこで質問をさせていただきます。

国が予定している令和8年度からの小学校給食の無償化以降もこれまでと同じような質と量の給食を提供し続けるために、どのような財政的措置や工夫を検討されているのかお聞かせください。

これ以降の質問につきましては質問席でさせていただきますので、御答弁のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

令和8年度から予定される小学校の給食無償化については、現時点において国から詳細は

示されておられません。このことから、現時点で制度について全く不明であり、具体の対応を検討することは難しい状況にございますが、給食の無償化に伴う給食の質の低下は回避すべき事項として留意する必要があると認識しています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。給食の無償化に伴い、給食の質は絶対に落としてはいけないと強く思っております。

現状でも、主食であるお米については国産米の流通がなかなか回復せず、安定的な量が必要となる学校給食では外国産米の利用も懸念されているところです。今年度分は、1年分の国産米を確保されていると伺っていますが、来年度以降も国産米を子どもたちに届けていくために、どのような準備や対策を進めているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

現在、給食で使用するお米については、公益財団法人大阪府学校給食会が調達する国産米を共同一括購入しており、来年度についても大阪府学校給食会から国産米を購入する予定です。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 給食で引き続き国産米を確保いただけるとのことで、まずは安心いたしました。

子どもたちの体をつくる大切な食事だからこそ、お米以外の食材についても、できるだけ地元のものを活用していくことが食育の観点からも非常に重要だと考えます。現在、和泉市の学校給食ではどのような形で地場産物を取り入れておられるのか、活用状況についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

給食における地場産物の活用については、同じ日に全校一括の形で調達することは供給量の課題がありますが、学校ごとに一定量の確保ができる場合には、旬の野菜等の地場産物を調達しています。

また、1月の学校給食週間では、和泉市産のお米を提供するほか、和泉市産のイチゴを加

工したイチゴジャムの提供も行っています。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。地元の野菜や果物など、旬のものを給食に取り入れて、子どもたちに季節の恵みを届けてくださっていること、本当にありがたく思います。

給食のぬくもりがどの子にも伝わるように、そんな思いで次の質問に移らせていただきます。

長期欠席の児童・生徒や学校外で学ぶ子どもたちにも、給食無償化の温かさがどの子にも伝わるような制度になってほしいと感じています。他市では、長期欠席の児童・生徒が給食センターで給食を食べることができるようにする取組を行っているという例もあります。実際に、外に出ることすら難しかった子どもが給食を食べに行くという目的で服を着替え、給食センターに足を運ぶことができ、親御さんが目に涙を浮かべて喜ばれていたという事例もあったと聞いています。

本市の給食は自校調理により提供していますので、同じような取組はできませんが、例えば、長期欠席の子どもたちが給食だけでも食べにおいでと給食をきっかけに登校につながるケースもあるのではないかと思います。そういった柔軟な対応が行われているのかお聞きします。

また、学校に登校しにくい状況にある子どものための居場所として、和泉市教育センターに設置されているグリーンルームで学ぶ子どもたちに対して給食の提供はされているのかどうか、併せてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

登校しづらい要因は多種多様であることに踏まえ、各学校では、児童・生徒の心理的な状況をしっかり把握した上で支援するよう心がけています。こうした中、学校で給食を食べることが登校しづらい児童・生徒の支援に役立つケースも確認されることから、給食だけでも食べにおいでと声をかけるなどの働きかけは多くの学校で実施されております。これらの取組により、徐々に登校できる時間が増えているケースもございます。

また、グリーンルームでは、昼食や飲物は各自で準備することとしておりますが、中には、グリーンルームから自分が所属する学校へ給食を食べに行き、給食後はまた戻ってきてグリ

ーンルームで過ごす児童・生徒もおります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁いただきありがとうございます。学校現場で給食だけでも食べにおいでと声をかけてくださっていることや、それが登校につながっているケースがあるというお話には大変ありがたく思います。

一方で、実際には、学校に行くこと自体が楽しく、学校は怖いと感じている子どもたちや、それを見守る御家族が、これ以上先生たちに迷惑をかけられない、申し訳ないと諦めの中で声を上げることすら難しい状況もあるのではないかと思います。声が届きにくい御家庭ほど、本当に支援を必要としている場合が多いのではないのでしょうか。そうした方々にも給食の温かさが届くよう、制度として何かできる工夫がないか、ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

次に、学校給食における食品ロスについてお伺いいたします。

残量や廃棄について、本市ではどのように把握、分析されておりますか。また、食品ロス削減に向けた今後の目標や具体的な取組についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育・こども部長。

○ 東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

毎年6月の4日間で、全小・中学校で残量調査を行い、集計結果を共有しています。これまでの残量調査の結果や子どもたちの話から、家庭で出されることが少ないと思われる食材、例えば焼き魚、切り干し大根やヒジキの煮物などといった献立の食材が残る傾向にあります。

これらの結果を基に、残食を減らすための取組としては、毎月開催している献立作成委員会で、子どもたちが食べやすい切り方や味つけの工夫など、次の献立作成に向けて改良に努めているほか、栄養教諭による食育を展開しているものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。本当に子どもたちの大好きな味をつけてくださっているということを給食試食会でも栄養教諭の先生たちから聞きました。子どもたちが給食をおいしいと言う、その気持ちがすごく分かります。

子どもたちの体をつくる大切な給食だからこそ、これからも地場産や国産の食材を生かした安心・安全な給食であり続けていただきたいと願ってます。特に、今後は地域の農業とも

連携しながら、地域ぐるみで子どもたちの食を支える仕組みとして、和泉市ならではの地産地消型の学校給食にぜひ力を入れていただきたいと要望いたします。

続いて、2点目の質問、日本語教育について質問いたします。

近年、和泉市でも外国にルーツを持つ子どもたちが増え、現在、市内28校中25校に外国籍の児童・生徒が在籍し、市としても日本語指導員の巡回配置や翻訳機器、有償ボランティアの支援など、一定の取組が進められております。こうした語学支援はとても重要ですが、ただ日本語を話せるようになるだけでは、本当の意味で共に生きる社会は実現できないのではないかと私は考えております。お互いの文化を理解し尊重し合うためには、まずは自分自身が自分の文化や歴史を知り、大切にすることが必要だからです。

現在の学校教育を見渡すと、英語教育の重要性は強調されますが、日本人が母語としての日本語の意味や背景、文化的な価値を深く学ぶ機会はむしろ減っているように感じます。そして、その影響もあってか、多くの大学生の日本語力の低下が深刻な課題となっており、日本語をやり直す授業が行われるようになっております。

実際、子どもたちの日常のやり取りを見ても、「やばい」「まじで」など、一言で終わってしまう会話が多く見られます。本来であれば、何がどうやばいのか、背景の理由を自分の言葉で伝えることが大切なはずですが、そうした表現力や語彙の乏しさが目立っております。私自身もそんなにうまく言葉で伝えられない子どもの1人でした。感じていることはあるのに、それをどう言葉にすればいいのか分からず、自分の気持ちにぴったりくる言葉が見つからずにもやもやしていた経験がたくさんあります。

そういった背景には、語彙を育てる読書体験の減少、家庭や学校での対話の不足、そして日本語や文化の深い学びが減っていることなど、様々な要因があると感じています。教育基本法第2条には、伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛することが教育目標として定められており、学習指導要領においても、日本語や言語文化を単に知識として学ぶのではなく、子どもたちが文化の担い手として自ら受け止め、育てていく力を育むことが大切だとされています。しかし、実際の教育現場では、日本語や日本文化を子どもたちが体系的に学ぶ場よりも、学力テストの点数や知識の詰め込みが優先され、言葉の力を豊かに育てる時間や経験が不足しているのが現状ではないでしょうか。

日本語は、表現が豊かな言語で、例えば風の強さや状態を表すだけでも「ひゅうひゅう」「ごうごう」「そよそよ」など、微妙なニュアンスの違った表現ができ、言葉だけで情景が頭に浮かんできます。こうした日本語の表現を通じて、自然を敬う心、命を大切にする感性、

お互いを思いやる気持ちなど、日本人が古くから大切にしてきた大和心が育まれてきたのではないかと感じます。しかし、戦後の教育の中で、日本がどのように建国されたのか、神話や歴史を学校でしっかりと教わる機会が失われてきました。こうした土台の喪失は、今の日本の若者たちの意識にも影響を与えていると感じます。

近年の調査では、日本の若者の自己肯定感や社会参加意欲が国際的にも低い水準にあることが明らかになっています。日本財団の調査によると、自分の行動で社会を変えられると思える18歳の割合が日本は45.8%で、調査6か国中最下位でした。私は、これは単に学力や能力の問題ではなく、自分が生まれ育った国や地域に対する誇りや愛着を育てる教育が不足していることが大きく影響していると感じています。日本は、皇紀2685年を迎える世界最古の国です。これほど長く続いた国であるということは、先人の生き方や考え方、文化や伝統、歴史に私たちが学ぶべき英知が詰まっているということです。にもかかわらず、今の日本の若者が自信を持てない現状は、こうした歴史や精神が十分に受け継がれていないからではないでしょうか。

また、日本には世界的にも類を見ない戸籍という仕組みがあり、そこには家族や先祖代々の命のつながりが記されています。戸籍をたどれば、自分がどのような家系に生まれ、どんな人たちが命をつないで今の自分に至ったのかを知ることができます。それは単なる制度ではなく、命をつないでくれた人々への感謝と自分がここに生まれてきた意味を実感できるかけがえのない日本の文化の宝です。自分のルーツや家族の命のつながりを知ること、そうした経験を通じて、子どもたちは自分が大切な存在なんだということを感じてほしいです。そして、自分の言葉で思いや考えを伝えられるようになり、自信を持って生きていってほしいと私は心から願っています。

こうした視点を踏まえて質問をさせていただきます。

和泉市における外国籍児童・生徒の在籍状況と日本語教育支援の体制についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 答弁。教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和7年度の在日外国人児童・生徒の和泉市立学校の在籍者数は154人で、うち、日本語指導の必要な児童・生徒は108人となっております。

日本語指導の体制につきましては、日本語指導加配教員6人を活用して巡回指導を行うとともに、語学指導員16人を派遣しております。また、翻訳機ポケットや大阪府教育庁が実

施しているオンライン日本語指導も活用するなど、様々な方法で支援しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。様々な支援体制を通じて子どもたちの学びを支えてくださっていること、本当にありがたいと思います。

その上で、こうした語学支援が言葉を話せるようになることだけで終わらずに、その背景にある文化や価値観も含めて学ぶ機会がとても大切だと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

日本語指導の必要な児童・生徒に対する支援は、単に言葉を教えるだけでなく、日本の学校生活や社会生活について必要な知識を学び、日本語を使って行動する力を身につけることが主な目的となります。また、文化的背景への理解を深めるため、日本文化に触れる機会を提供することも重要であると認識しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。日本語を通じて日本の文化的背景に触れる機会の重要性についても認識していただけていること、大変心強く感じます。

ここまでは日本語指導の必要な児童・生徒への支援についてお聞きしましたが、次にお伺いしたいのは、和泉市立学校に在籍する全ての児童・生徒に対する日本語教育の在り方です。日本の子どもたちが自分の国の歴史や神話、文化を知り、日本人としての自信と誇りを育むための教育について、市としてどのように考えているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

学習指導要領では、昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして我が国の伝統的な言語文化に親しむことや、神話・伝承を手がかりに国の形成に関する考え方などに関心を持つことと示されていることも踏まえ、自国の歴史や文化を知ることが大切であると認識しております。例えば、小学校の国語科では「いなばの白うさぎ」を、中学校の社会科では「日本の諸地域」の単元で伝統文化について取り扱っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

小学校や中学校で神話や伝統文化に触れる機会があることはありがたいことですが、ただ私は、これらを昔話の一つとして扱うのではなく、日本のルーツとして子どもたちに伝えていくことが必要だと感じます。本来日本語の表現力は、大学に入ってからではなく義務教育の中でこそ育てていくべき力です。

しかし、現状では、多くの大学が日本語表現という科目を初年時教育として設けなければならないほど、義務教育において言葉の力を育む教育が不足していると言えます。子どもたちが自分の思いや考えを自信を持って伝えられるようになるためにも、義務教育の中で日本語をしっかりと教えていくことが重要です。そして、その中で自分の国の歴史や神話、文化やマナーなど、日本の心が込められた学びの機会を子どもたちに届けていくことがこれからの教育に大切ではないでしょうか。

こうした取組は、外国にルーツを持つ子どもたちとの共生にもつながり、また、日本人としての誇りを育てる教育にもなると考えますが、教育委員会の御見解をお聞かせください。また、具体的な取組事例などあれば、併せてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

学習指導要領におきましては、特別の教科道徳で取り扱う内容項目の中には、「礼儀」や「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」と示されていることを踏まえ、全ての児童・生徒が我が国の言語や文化を学ぶことは重要であり、学校図書館には日本神話や昔話に関する蔵書もあり、児童・生徒が身近に触れられる環境となっております。

それに加え、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根づくような取組を進めることも重要であると認識しており、外国籍の子どもが自らの国の文化等を発表する取組を行っている学校もございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。道徳や図書館などを通じて日本の文化に触れる機会があること、また、多文化共生に向けた取組が進められていることについては理解いたしました。

しかし、そうした取組にとどまらず、子どもたちが自分の国の歴史や神話、文化を知り、

日本人としての自信と誇りを育む、そうした教育をより深く学べる仕組みづくりがこれからの教育では必要ではないかと思っております。

そこで、こうした学びをさらに発展させる形で、日本語そのものを体系的に学ぶ授業づくりについてお伺いいたします。以前、大浦議員からも紹介がありましたが、佐賀県鳥栖市では、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、教科「日本語」という取組を進めています。和泉市においても、このような新しい授業の展開について、市の御見解をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

他の自治体で導入されている教科「日本語」で取り扱われている内容は、日本の文化や礼儀、マナーなど、国語科や社会科、特別の教科道徳など複数の教科にわたり関連づけたものになっており、それらの内容につきましては、和泉市においても様々な教科及び学校教育活動全体で行っており、今後も継続して進めてまいります。

具体的には、和泉市独自の教材としまして、小学校3年生で社会科副読本「わたしたちの和泉市」、中学校で資料「郷土の学習」、全学年で郷土史読本「こがねちゃんと出かけよう！いずみ歴史さんぽ」等を活用し、児童・生徒の郷土和泉を誇りに思い、愛する心を育む授業を実施しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。現在、様々な教材を活用しながら取り組んでいただいていること、理解いたしました。

しかし、私は、これらの取組をさらに進めるためにも、日本のルーツである神話や歴史を子どもたちがしっかりと学ぶ機会がやはり必要だと考えます。イギリスの歴史学者、アーノルド・J・トインビーは、神話を忘れた民族は100年以内に必ず滅びると述べております。その100年というときが今まさに目の前に迫っているのではないのでしょうか。

私たちは、先人たちが大切に守り伝えてきた精神や文化を次の世代へしっかりと受け継いでいく責任があります。子どもたちがここで育ってよかった、自分は大切な存在だと実感できるような、そして、一人一人の根っこが育まれる教育が和泉市でさらに進んでいくことを心から願っております。そのためにも、日本の成り立ちや神話、文化の背景を学ぶ機会を全ての子どもたちに届けていただけるよう強く要望いたします。

続いて、3点目の質問、放課後の校庭開放と子どもの安心・安全な居場所づくりについて

質問させていただきます。

和泉市では、今、放課後に自由に遊べる場所がないとの声が多くの子どもや保護者から寄せられております。実際、和泉市内には児童館がなく、公園でのボール遊びも地域によって制限があるなど、放課後に体を伸び伸びと動かせる環境は限られております。こうした状況では、放課後の子どもの居場所が十分に機能しているとは言えないと思います。

この課題に対する最も現実的で効果的な解決策の一つが校庭開放だと私は考えます。その理由としては、校庭が子どもたちにとって通い慣れた安全・安心な場所であり、校区外への移動の心配がなく、保護者も安心を得やすい環境だからです。

また、OECDやお茶の水女子大学の内田伸子名誉教授らの研究でも、自ら考え、関わり合い、失敗を経験するような遊びが意欲、自制心、協調性、創造力など、非認知能力を育てることが示されております。つまり校庭で自由に遊ぶことは、単なる放任ではなく、仲間と関わり、ぶつかり、そして問題を解決する中で生きた学びが育まれる貴重な機会であると考えます。

南横山で実施されているナンヨコプレーパークを御存じでしょうか。自然の中で子どもたちが自由に遊び回り、地域の保護者が温かく見守るこのナンヨコプレーパークは、子どもの主体性や人間関係を育む場として、非認知能力を育てる大きな役割を果たしていると主催の方からお話を聞きました。こうした実践例からも、放課後の遊び場が子どもの成長にとっていかに大切であるかを改めて認識できます。私は、このような遊びの場の重要性を踏まえ、市が主導して校庭を開放するという一歩を今こそ踏み出す必要があるのではないかと考えております。

以上の点を踏まえ、質問させていただきます。

和泉市が実施しているこどもまんなか計画では、広い公園で鬼ごっこやサッカー、キャッチボールがしたいといった子どもたちの切実な声が寄せられております。

また、保護者対象のこども子育てニーズ調査では、保護者からも遊ぶ場所の充実を求める声が44.8%と高く、上位に上がっております。さらに、子どもの生活実態調査では、放課後をおうちの大人と過ごす子どもの割合が前回、平成28年度調査結果の62.3%から令和5年度には70.8%に増加し、1人で過ごす子どもも19.6%から28.4%へと増加しております。こうしたデータから、家庭以外の人との関わりや安心して過ごせる場が減っているという実態が読み取れます。

そこでお伺いいたします。

放課後に自由に遊べる場所がないという子どもや保護者からの声が多く寄せられている現状を市はどのように認識されているのか、お聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

こどもまんなか計画の策定に当たって実施いたしました小学生・保護者アンケート調査において、充実してほしい項目として、「こどもの遊び場」や「学校以外でこどもが安心して過ごせる身近な居場所」が上位に上がっており、子どもの遊び場や子どもの居場所のニーズは高いと認識しております。

このことに対する施策展開の一つとして、計画の基本方針の一つに「地域のみんなでこどもを育む」ことを掲げ、市民、地域団体、民間企業などが運営主体となる身近な地域での居場所ができることを目標に、地域福祉活動を支援する社会福祉協議会と情報共有、連携の下、地域の子どもの居場所づくりの支援に取り組むこととしております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

本市では、留守家庭児童会やげんきっ子プラザなど放課後の居場所としての取組が進められており、特に留守家庭児童会については、待機児童ゼロを達成している点は評価すべきだと考えております。

しかし、一方で、留守家庭児童会は高学年になると、子どもが面白くない、いづらいついて通うのをやめてしまったという子どもたちの声も多く聞いております。また、げんきっ子プラザに関しても、学校によって開催がなかったり、年に数回しか実施されていないところもあつたりと放課後の居場所として十分に機能しているとは言い難い状況です。さらに、げんきっ子プラザを活用した校庭開放についても、ただ子どもを放任することは事業趣旨に合わないと言われ、認められていないのが現状です。

こうした実態を踏まえ、放課後に無償、有償、また保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの発達段階や年齢に応じた多様な放課後の居場所を整えることは、子どもにとっても、保護者にとっても、そして地域にとっても喫緊の課題だと感じます。

そこでお伺いいたします。

現在、市として放課後の居場所づくりに関してどのような取組をされているのかお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

地域での子どもの居場所づくりを支援する取組として、ボランティアが運営している子ども食堂の交流会を継続的に実施し、顔の見える関係づくりに取り組んでおります。子ども食堂を継続する課題として運営費確保がありますので、今年度から活動に係る保険料の支援を開始しております。

今後も、居場所の立ち上げ支援や運営に対する課題解決に向け、取組を進めてまいります。
以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

昨年の第4回定例会の私の一般質問に対し、本市では、過去において子どもたちが放課後に学校に残ってボール遊びなどをすることが可能な時期もありましたが、現在は授業が終わった後、何時に子どもが帰宅するか分からないという状況は下校時の安全確保に不安があるため、放課後の校庭開放は行っていないとの答弁がありました。

一方で、枚方市、豊中市、箕面市、高槻市、高石市などでは、市が主体となり放課後の校庭を開放し、また、枚方市ではＩＣＴツールを活用しながら安全と自由な遊びの両立を図っている事例があります。和泉市でも、他市の事例を参考に実施の可能性を検討することはできないのでしょうか。例えば、枚方市では、登下校通知システムを備えたＩＣＴツール「コードモン」を活用し、安全性を高めながら校庭の利活用が行われております。

現在、本市が導入しているテトルには、登下校履歴の記録機能がなく、安全管理には対応できていないのが現状です。安全管理の手段としてＩＣＴツールの機能見直しや段階的な導入検討を行うべきではないでしょうか。ＩＣＴツールの見直しや導入について、市の考えをお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

登下校の安全管理に係る通知システムにつきましては、保護者の個人負担にて採用している学校もあると認識しているところです。一方、現在小・中学校で導入しているテトルは、学校からの配付文書の配信や保護者から学校への欠席連絡ができる無料のアプリであり、学校と保護者間の連絡ツールであるもので、これらの機能は全く異なるものでございます。

議員お示しの登下校時の履歴が確認できる機能を備えたアプリ等の公費による導入につき

ましては、令和2年12月の議会において他の議員から同様の御質問をいただいた際にも答弁させていただいておりますが、現在のところ考えておりません。

今後も、登下校の通知サービスなどに加え、ＩＣＴ機器を活用した子どもたちの安全確保に向けた取組の可能性について研究を進めてまいります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁いただきありがとうございます。

まず、ＩＣＴツール「テトル」についてですが、フォルダ分け機能がなく、学校からのお知らせや教育委員会からのイベント情報、また、きょうだいがいる場合にはそれぞれの情報が混在してしまい、大切なお知らせが埋もれてしまうという声を多くいただいております。ぜひこうした声を踏まえてＩＣＴツールの見直しや改善についても御検討いただきたいと思います。

また、お答えいただいたように、和泉市でも子どもの居場所づくりに様々な取組を進めていただいていることには十分理解しました。しかし、実際には、自由に遊べる場所がないといった子どもや保護者の声は今も多く寄せられている現状は変わっておりません。こうした声を前に、安全管理が課題だから難しいという理由で終わらせるのではなく、そもそもどの部署が所管するのか、責任の所在が曖昧であること自体が解決すべき課題ではないでしょうか。

今や共働き世帯が増える中、放課後に安心して体を動かせる居場所を整備していくことは行政の重要な役割だと考えます。特に小学生は、発達の観点からも体を動かすことが非常に重要な時期です。中学生になれば、部活動など自分の意思で選択することができますが、小学生にとっては、そういった環境や選択肢自体が家庭の状況によっても限られているのが実情です。だからこそボール遊びや自由に体を動かせる環境整備が今、行政に求められているのではないのでしょうか。例えば、校区内に公園がないエリアから校庭開放をモデルケースとして始めるなど、こどもまんなかの社会を本気でめざすのであれば、放課後に自由に遊べる居場所という選択肢を子どもたちに届けるチャレンジをぜひ進めていただきたいと思います。

小学生の6年間は、あっという間です。対応が遅れれば、今まさに困っている目の前の子どもたちにはもう届きません。子どもの今は今しかないんです。そのことを私たち大人がもっと真剣に受け止めなければいけないと強く感じております。

私は、今回、校庭開放の必要性について率直にお聞きしたいと考えておりましたが、その

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

問いに対するお答えすらいただけなかったことにとっても残念な思いがあります。しかし、子どもや市民の方の声に真摯に耳を傾け、立場や慣例にとらわれず、しがらみではなく、こどもまんなかの視点で一步踏み出していただきたいと願っております。その思いの下、校庭開放をはじめとする放課後の環境整備について、仕組みづくりや体制整備を含め、前向きな御検討を強く要望させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○

◎散会宣告

○ 関戸繁樹議長 お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日16日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時30分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

関 戸 繁 樹

同 署 名 議 員

早乙女

実

同 署 名 議 員

大 坪

靖